

いなべ市高齢者福祉計画
及び第5期介護保険事業計画(案)

平成24年3月

いなべ市

目次

総論	1
1 計画の策定にあたって	2
1. 策定の趣旨と背景	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3
4. 第5期計画のポイント	4
2 いなべ市の高齢者を取り巻く状況	5
1. 人口の状況	5
2. 人口推計	8
3. 世帯の状況	9
3 いなべ市の介護保険の状況	10
1. 要支援及び要介護認定者の状況	10
2. 介護給付費等の状況	12
4 いなべ市の地域支援事業の状況	15
1. 介護予防事業の状況	15
2. 包括的支援事業の状況	16
5 日常生活圏域について	17
1. 日常生活圏域の区分	17
6 アンケートからみる高齢者の状況	18
1. 調査の概要	18
2. 回答者の属性	18
3. 健康状態	19
4. 地域の状況について	20
5. 今後の生活について	21
6. 地域包括支援センターについて	22
7 計画の基本的な考え方	23
1. 基本理念	23
2. 基本目標	24
3. 施策の体系図	25
4. 重点施策	26

各 論.....	27
1 生きがいをもって元気に暮らせるまち.....	28
1．社会参加・就労の促進.....	29
2．生涯を通じた健康づくりの推進.....	31
3．介護予防の推進.....	34
2 地域で支えあい安心して暮らせるまち.....	35
1．高齢者見守りネットワークの充実.....	36
2．認知症高齢者支援の推進.....	40
3．安全・安心なまちづくり.....	42
3 高齢者への支援が充実しているまち.....	45
1．高齢者の生活支援サービスの充実.....	46
2．介護保険の安定的運用.....	49
4 介護保険サービス事業量の見込み.....	78
1．被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計.....	78
2．サービス給付費等の推計.....	79
3．介護保険料の設定.....	81
4．保険料段階.....	82

總論

1 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨と背景

近年、わが国の高齢化率は上昇の一途をたどっており、高齢者を支える若年層の人口も少子化の進行により、年々減少しています。また、平均寿命の延伸に伴い、日常生活において介護を必要とする要介護認定者の割合も増加しています。

しかし、少子高齢化や核家族化の進行などを背景に、高齢者を家族で介護する「家族介護力」は低下しており、高齢者が高齢者を介護する、いわゆる「老老介護」などの問題も生じてきています。今後、寝たきりや認知症高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護に対するニーズがますます増大することが見込まれています。

こうした状況に対応するため、介護予防に一層取り組むとともに、介護サービスの量と質の確保を進め、地域での見守り体制を強化し、住み慣れた地域で高齢者が暮らし続けるための環境整備を進めることが必要となっています。

こうした中、国においては、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」の5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方にに基づき、取り組みを進めていくことが必要であるとしています。

本市においても、地域における連携のもと「高齢者見守りネットワーク」を整備し、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などへの支援、家族介護者への負担軽減を行うとともに、災害時要援護者避難支援計画による要援護者支援を進めていますが、さらなる包括的な支援に向けて、体制の整備が必要となっています。

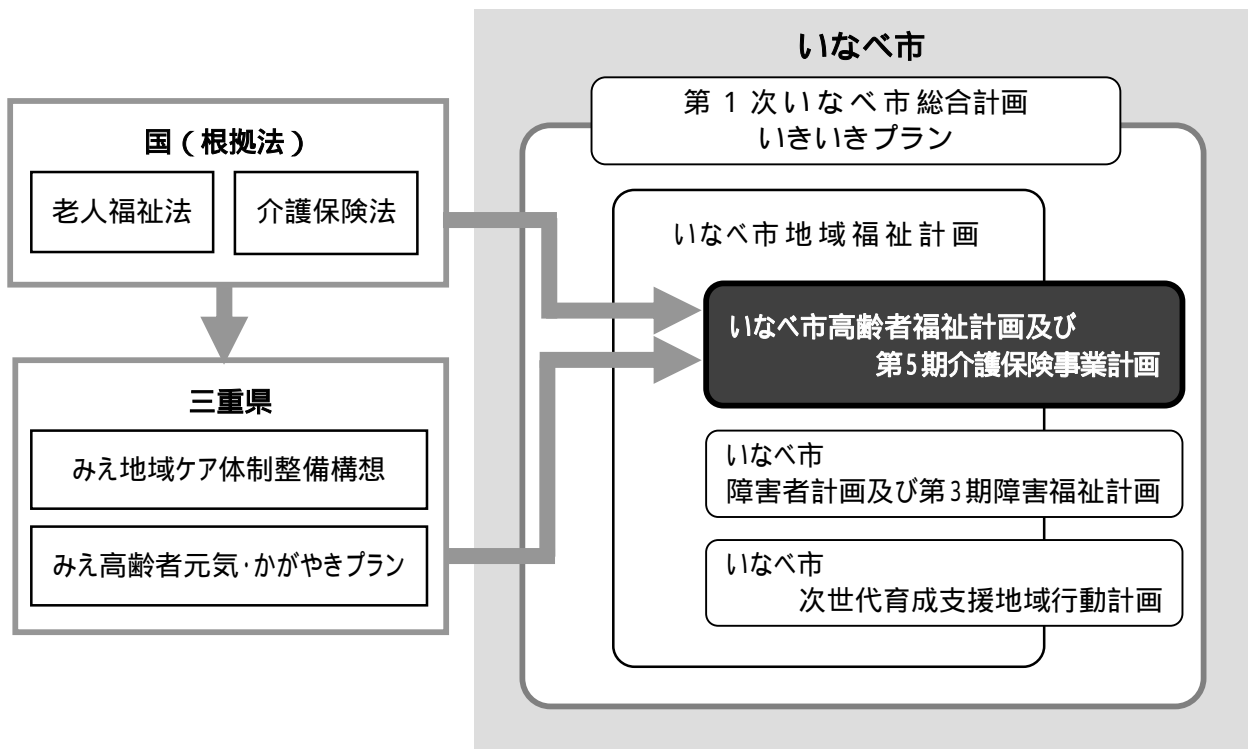
本計画は、このような流れを受けて、本市の介護保険事業に係る基本的事項を定め、適正な介護サービス及び地域支援事業を提供するとともに、高齢者が地域の支え合いの中で生きがいをもって生活を送ることができるよう、地域の実情に応じた高齢者福祉、介護保険の体制を計画的に確保することを目的として、策定するものです。

2. 計画の位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に規定する「老人福祉計画」に基づき、介護保険事業計画は、介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 117 条の規定に基づき策定するものです。

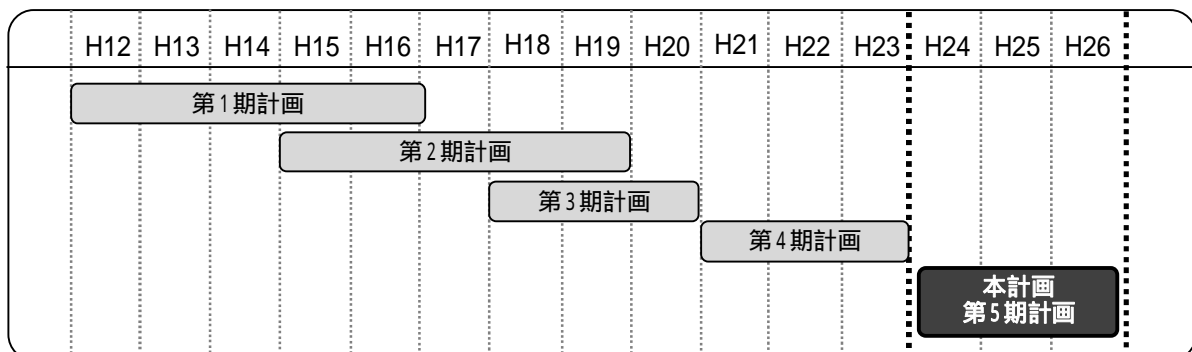
本市においては、老人福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るために、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体とした「いなべ市高齢者福祉計画及び第 5 期介護保険事業計画」を策定します。

「いなべ市高齢者福祉計画及び第 5 期介護保険事業計画」の位置づけ



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間と定めます。



4. 第5期計画のポイント

(1) 国の示す方向性

第5期計画では、『地域包括ケア』のより一層の充実をめざし、高齢者が自立して地域で生活を営めるよう、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」が一体的に切れ目なく提供される体制の整備に取り組んでいくことが求められています。

国の示す『地域包括ケア』における5つの視点

医療との連携強化

- ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化
- ・介護職員によるたんの吸引などの医療行為の実施

介護サービスの充実強化

- ・特養などの介護拠点の緊急整備(平成21年度補正予算:3年間で16万人分確保)
- ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など在宅サービスの強化

予防の推進

- ・できる限り要介護状態とならないための予防の取り組みや自立支援型の介護の推進

見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

- ・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援(見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス)サービスを推進

高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備

- ・一定の基準を満たした有料老人ホームと高齢者専用賃貸住宅を、サービス付高齢者住宅として高齢者住まい法に位置づけ

(2) いなべ市におけるポイント

本市においては、国の示す『地域包括ケア』の視点に加え、いなべ市ならではの高齢者施策の展開を行います。

いなべ市におけるポイント

生きがい・健康づくり介護予防の推進

- ・地域における高齢者自身の自主的な活動への支援
- ・心身の健康の保持・増進に向けた取り組みの実施
- ・介護予防の推進及び促進

高齢者見守りネットワークの推進

- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯などへの支援の充実
- ・認知症高齢者本人やその家族への支援の充実
- ・要援護者支援の充実

高齢者福祉サービスの充実

- ・介護サービスの量と質の確保
- ・相談体制の充実

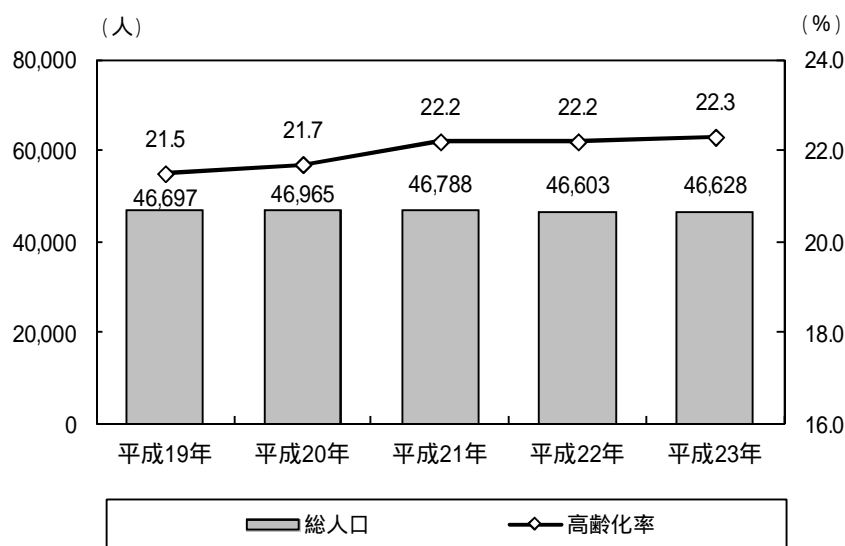
2 いなべ市の高齢者を取り巻く状況

1. 人口の状況

(1) 総人口と高齢化率の推移

本市の総人口と高齢化率の推移をみると、総人口は、ほぼ横ばいとなっていますが、高齢化率は平成19年から平成23年にかけて0.8ポイント増加しています。

総人口と高齢率の推移



資料：住民基本台帳・外国人登録人口（各年10月1日）

総人口と年齢3区分別人口の推移

単位：人、%

	総人口	年少人口		生産年齢人口		高齢者人口	
			構成比		構成比		構成比
平成19年	46,697	6,793	14.5%	29,887	64.0%	10,017	21.5%
平成20年	46,965	6,699	14.3%	30,071	64.0%	10,195	21.7%
平成21年	46,788	6,585	14.1%	29,834	63.8%	10,369	22.2%
平成22年	46,603	6,485	13.9%	29,781	63.9%	10,337	22.2%
平成23年	46,628	6,425	13.8%	29,807	63.9%	10,396	22.3%

資料：住民基本台帳・外国人登録人口（各年10月1日）

総人口と年齢3区分別人口（地区別）

単位：人、%

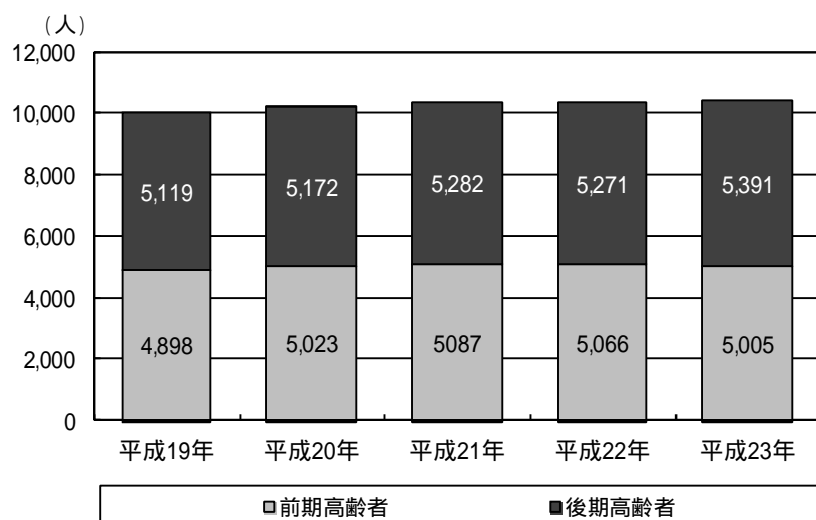
	総人口	年少人口	生産年齢人口		高齢者人口		
			構成比	構成比	構成比	構成比	
北勢	14,180	1,872	13.2%	8,918	62.9%	3,390	23.9%
員弁	9,187	1,395	15.2%	5,988	65.2%	1,804	19.6%
大安	16,421	2,377	14.5%	10,898	66.4%	3,146	19.2%
藤原	6,840	781	11.4%	4,003	58.5%	2,056	30.1%

資料：住民基本台帳・外国人登録人口（平成23年10月1日）

（2）高齢者数の推移

本市の65歳以上の高齢者に占める前期高齢者、後期高齢者の割合をみると、各年いずれも後期高齢者が前期高齢者を上回っており、平成23年では前期高齢者は48.1%、後期高齢者は51.9%となっています。

前期高齢者・後期高齢者の割合



資料：住民基本台帳・外国人登録人口（各年10月1日）

前期高齢者・後期高齢者の割合

単位：人、%

	高齢者人口	前期高齢者		後期高齢者	
		構成比	構成比	構成比	構成比
平成19年	10,017	4,898	48.9%	5,119	51.1%
平成20年	10,195	5,023	49.3%	5,172	50.7%
平成21年	10,369	5,087	49.1%	5,282	50.9%
平成22年	10,337	5,066	49.0%	5,271	51.0%
平成23年	10,396	5,005	48.1%	5,391	51.9%

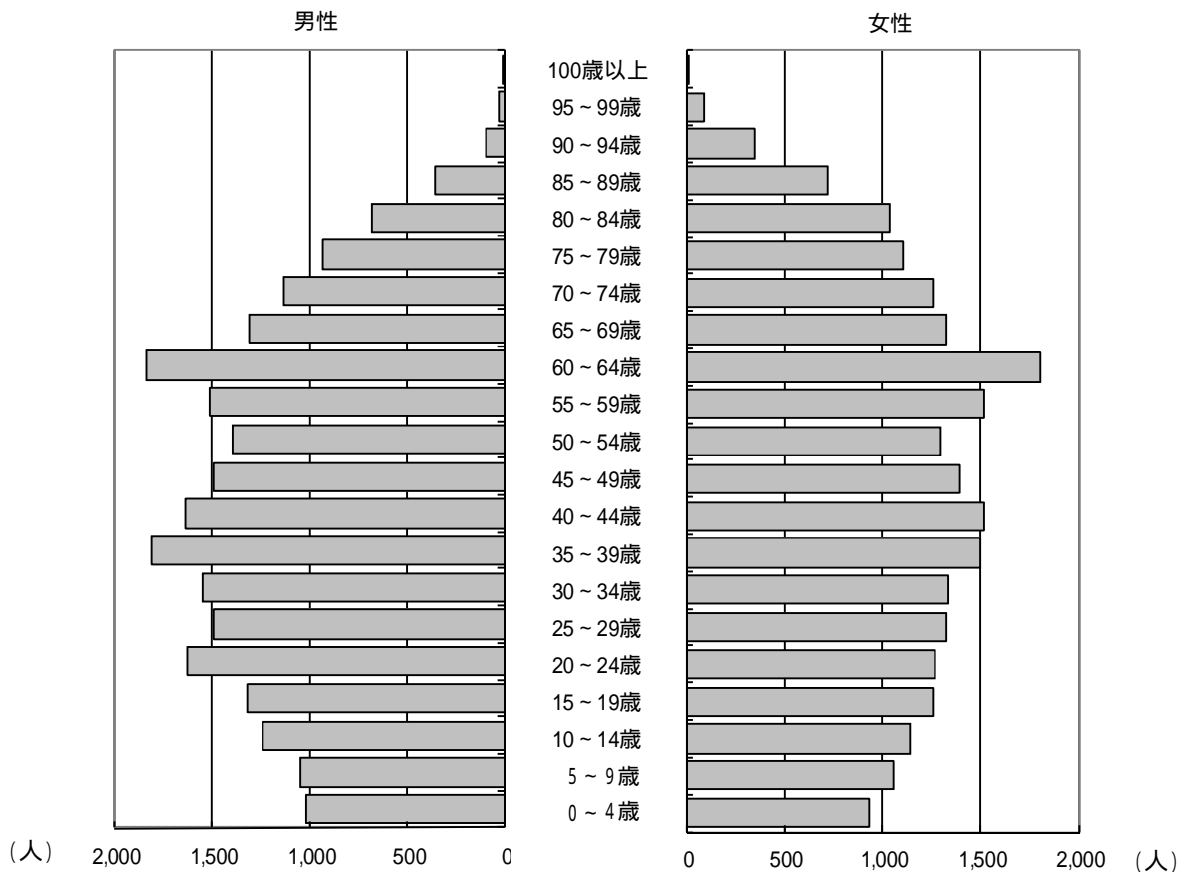
資料：住民基本台帳・外国人登録人口（各年10月1日）

(3) 人口ピラミッド

本市の人口ピラミッドをみると、60歳代前半及び30歳代後半の年齢層の割合が高くなっています。

また、高齢者では男性よりも女性が多くなっており、前期高齢者では男性48.5%、女性51.5%、後期高齢者では、男性38.5%、女性61.5%となっています。

人口ピラミッド



資料：住民基本台帳・外国人登録人口（平成23年10月1日）

高齢者の男女比

単位：人、%

	総数	男性		女性	
		人数	構成比	人数	構成比
総人口	46,628	23,396	50.2%	23,232	49.8%
前期高齢者	5,005	2,429	48.5%	2,576	51.5%
後期高齢者	5,391	2,077	38.5%	3,314	61.5%

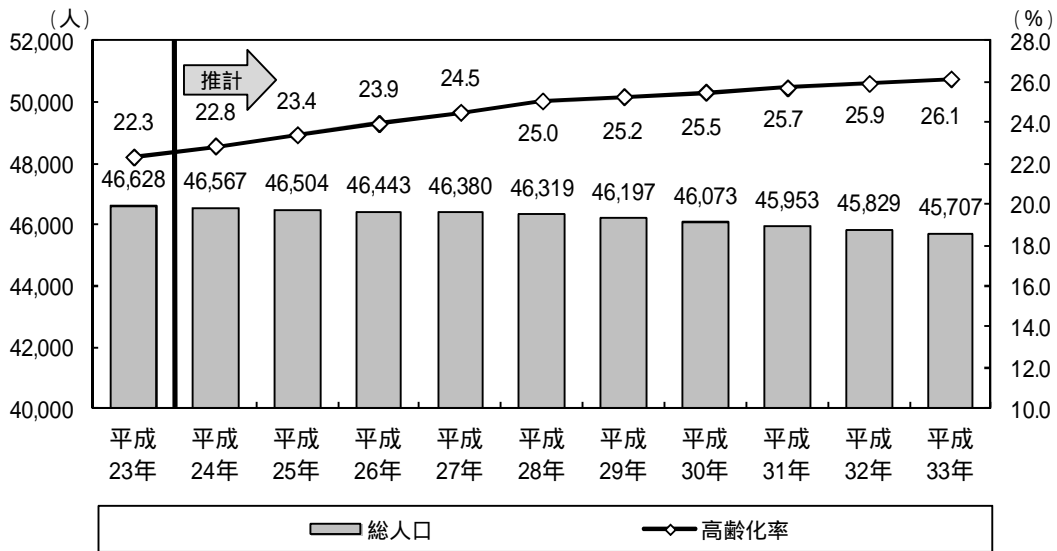
資料：住民基本台帳・外国人登録人口（平成23年10月1日）

2.人口推計

(1) 総人口と高齢化率の推計

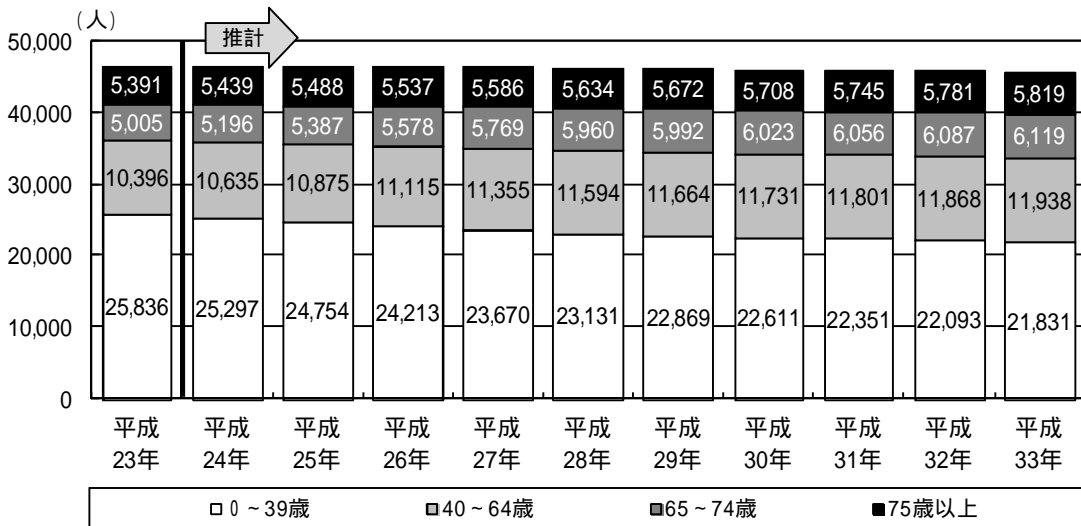
本市の人口推計をみると、平成28年には総人口が46,319人（外国人含む）に減少し、高齢化率は25.0%となり、4人に1人が高齢者（65歳以上）になることが予測されています。今後は、前期高齢者の割合の増加が予測されています。

総人口と高齢化率（推計）



資料：住民基本台帳・外国人登録人口（平成18年、平成23年10月時点の数値で推計）
平成23年は実績値、平成24年以降はコーホート変化率法による推計値

年齢区別の人口（推計）



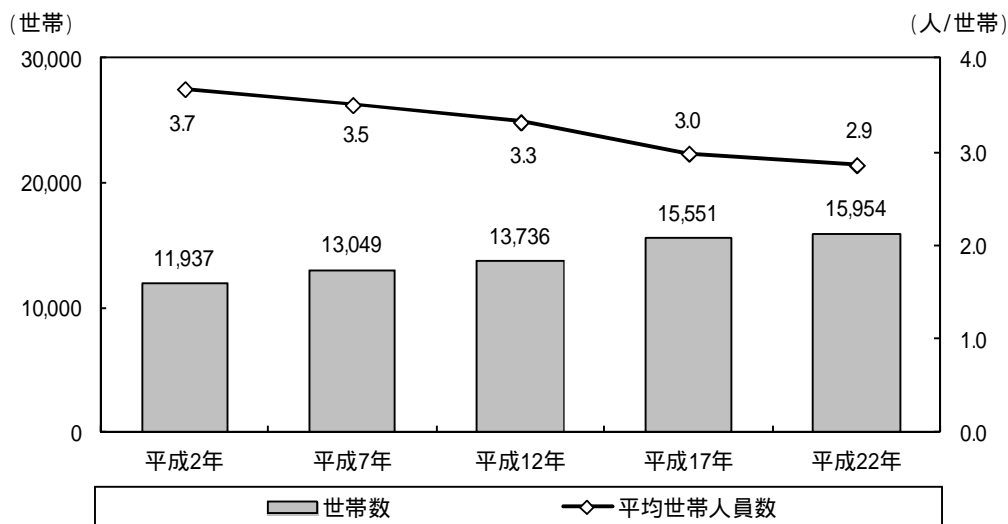
資料：住民基本台帳・外国人登録人口（平成18年、平成23年10月時点の数値で推計）
平成23年は実績値、平成24年以降はコーホート変化率法による推計値

3. 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

本市の世帯数は増加しており、平成22年には15,954世帯になっています。一方で、平均世帯人員数は減少しており、平成2年には3.7人でしたが、平成22年には2.9人となっています。

世帯数と平均世帯人員数の推移



資料：国勢調査

世帯数と高齢者世帯数の推移

	世帯数	高齢者のいる世帯数		高齢者夫婦のみ世帯数		高齢者単身世帯数	
		世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
平成2年	11,937	4,891	41.0%	148	1.2%	386	3.2%
平成7年	13,049	5,537	42.4%	568	4.4%	480	3.7%
平成12年	13,736	5,955	43.4%	961	7.0%	602	4.4%
平成17年	15,551	6,430	41.3%	1,296	8.3%	779	5.0%
平成22年	15,954	6,778	42.5%	1,497	10.7%	936	5.9%

資料：国勢調査

世帯数と高齢者世帯数の比較（三重県、全国）

	総世帯数	高齢者のいる世帯数		高齢者夫婦のみ世帯数		高齢者単身世帯数	
		世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
いなべ市	15,954	6,778	42.5%	1,497	10.7%	936	5.9%
三重県	703,237	291,235	41.4%	83,923	11.9%	62,804	8.9%
全国	51,842,307	19,337,687	37.3%	5,250,952	10.1%	4,790,768	9.2%

資料：国勢調査（平成22年）

3 いなべ市の介護保険の状況

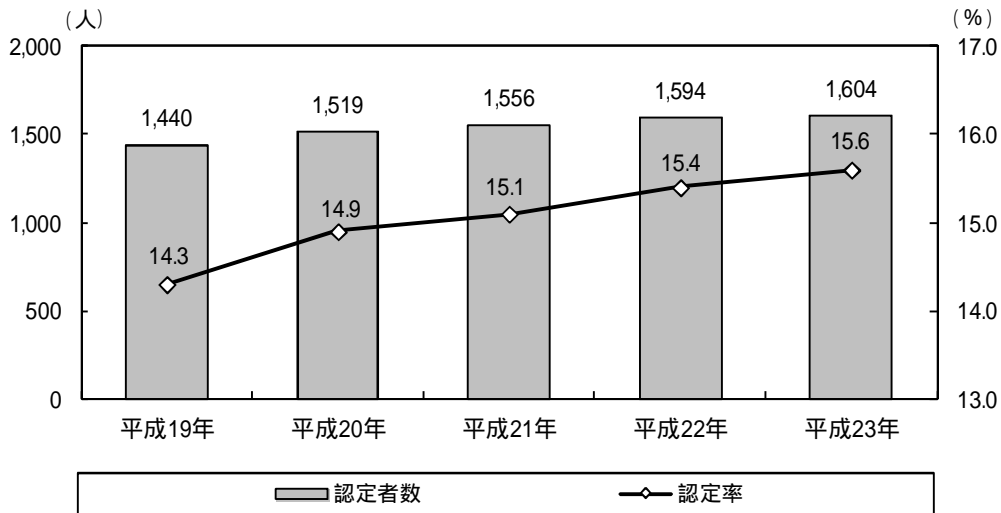
1. 要支援及び要介護認定者の状況

(1) 認定者数の推移

本市の認定者数の推移をみると、年々増加しており、平成23年は1,604人となっています。認定率も平成23年には15.6%となっています。

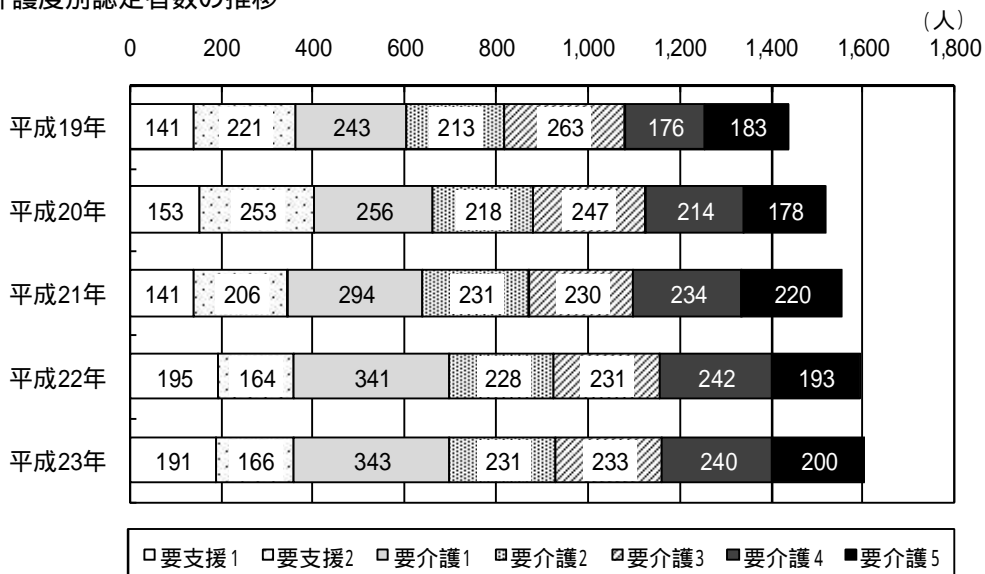
要介護度別の認定者数をみると、要支援1、要介護1、要介護4、要介護5が増加傾向となっています。

認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（平成19年、平成20年、平成21年、平成22年は年報。平成23年は4月）

要介護度別認定者数の推移

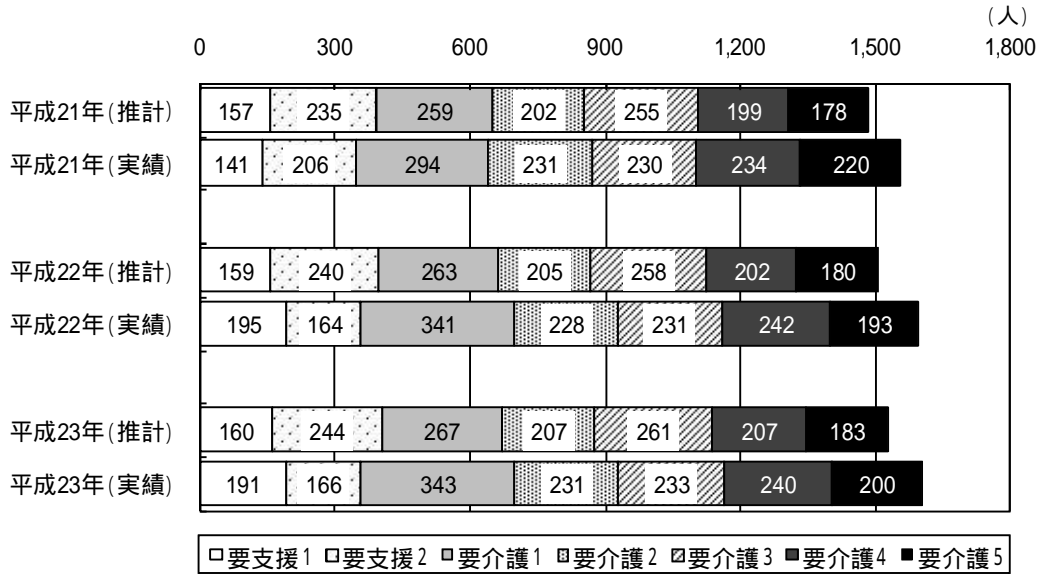


資料：介護保険事業状況報告（平成19年～22年は年報。平成23年は4月月報）

(2) 第4期計画における推計値と実績の比較

推計値に比べ、認定者数は高く推移しています。また、推計値に比べて要介護1、要介護2、要介護4、要介護5が多くなっています。

第4期計画における推計値と実績の比較

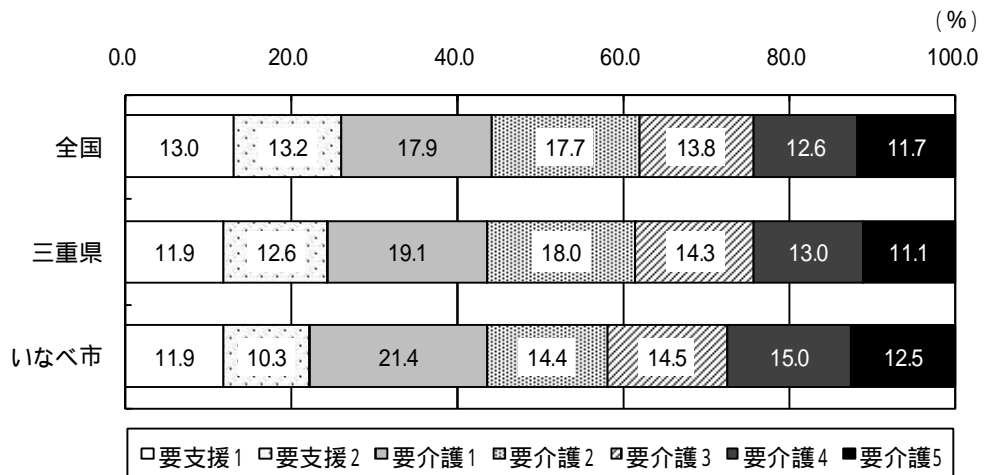


資料：推計値は第4期計画書より、実績値は介護保険事業状況報告（平成21年、平成22年は年報、平成23年は4月月報）

(3) 全国及び三重県との認定区分の比較

本市の認定区分の割合を全国、三重県と比較すると、本市では要介護1、要介護3、要介護4、要介護5の割合が高くなっています。

全国及び三重県と認定区分の比較



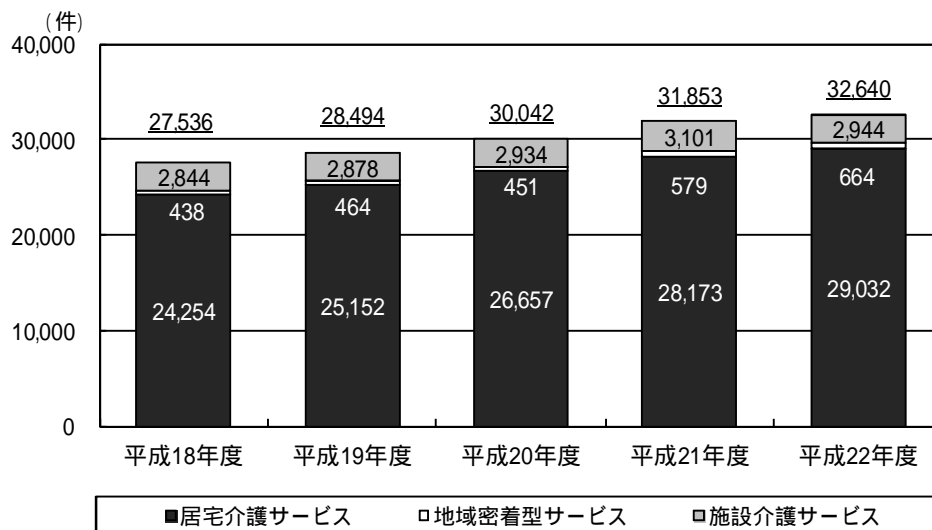
資料：介護保険事業状況報告（平成23年4月月報）

2. 介護給付費等の状況

(1) 件数及び給付費の推移

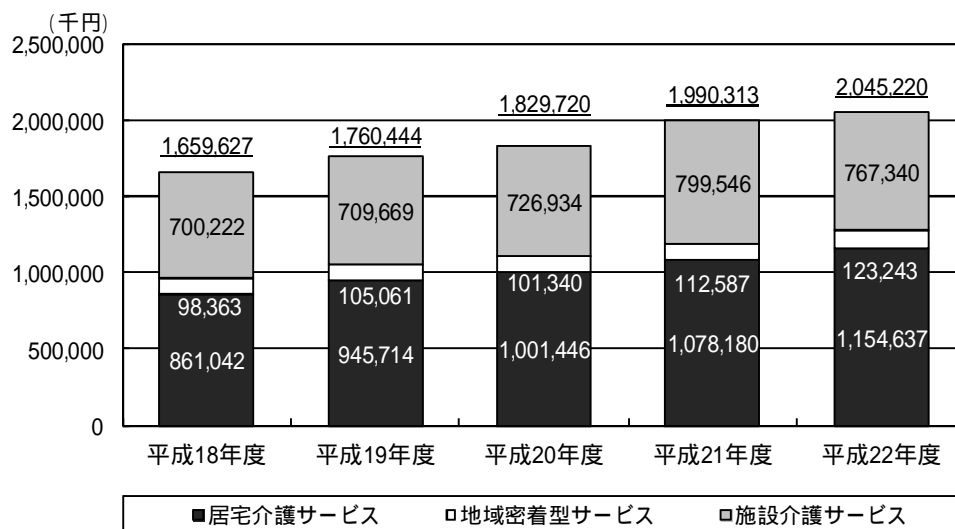
本市の介護サービスの件数は、年々増加しています。また介護給付費についても、年々増加しており、特に居宅介護サービスの給付費が増加しています。

件数の推移



資料：介護保険事業状況報告

給付費の推移

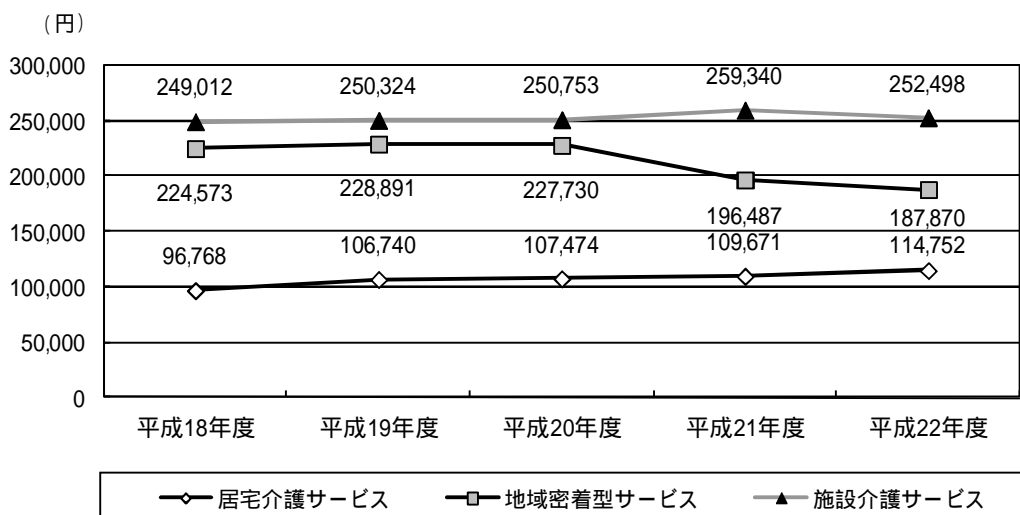


資料：介護保険事業状況報告

(2) 一人あたりの介護給付費等の推移

一人あたりの介護給付費等の状況を見ると、居宅介護サービスは徐々に増加しています。地域密着型サービスは、ほぼ横ばいで推移していましたが、平成21年度以降は減少しています。施設介護サービスは、ほぼ横ばいの推移となっています。

一人あたりの介護給付費等の推移



資料：介護保険事業状況報告

給付費：単位 千円

単位：千円

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
居宅介護サービス	861,042	945,714	1,001,446	1,078,180	1,154,637
地域密着型サービス	98,363	105,061	101,340	112,587	123,243
施設介護サービス	700,222	709,669	726,934	799,546	767,340
合計	1,659,627	1,760,444	1,829,720	1,990,313	2,045,220

資料：介護保険事業状況報告

受給者数

単位：人

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
居宅介護サービス	8,898	8,860	9,318	9,831	10,062
地域密着型サービス	438	459	445	573	656
施設介護サービス	2,812	2,835	2,899	3,083	3,039
合計	12,148	12,154	12,662	13,487	13,757

資料：介護保険事業状況報告

一人あたりの給付費

単位：円

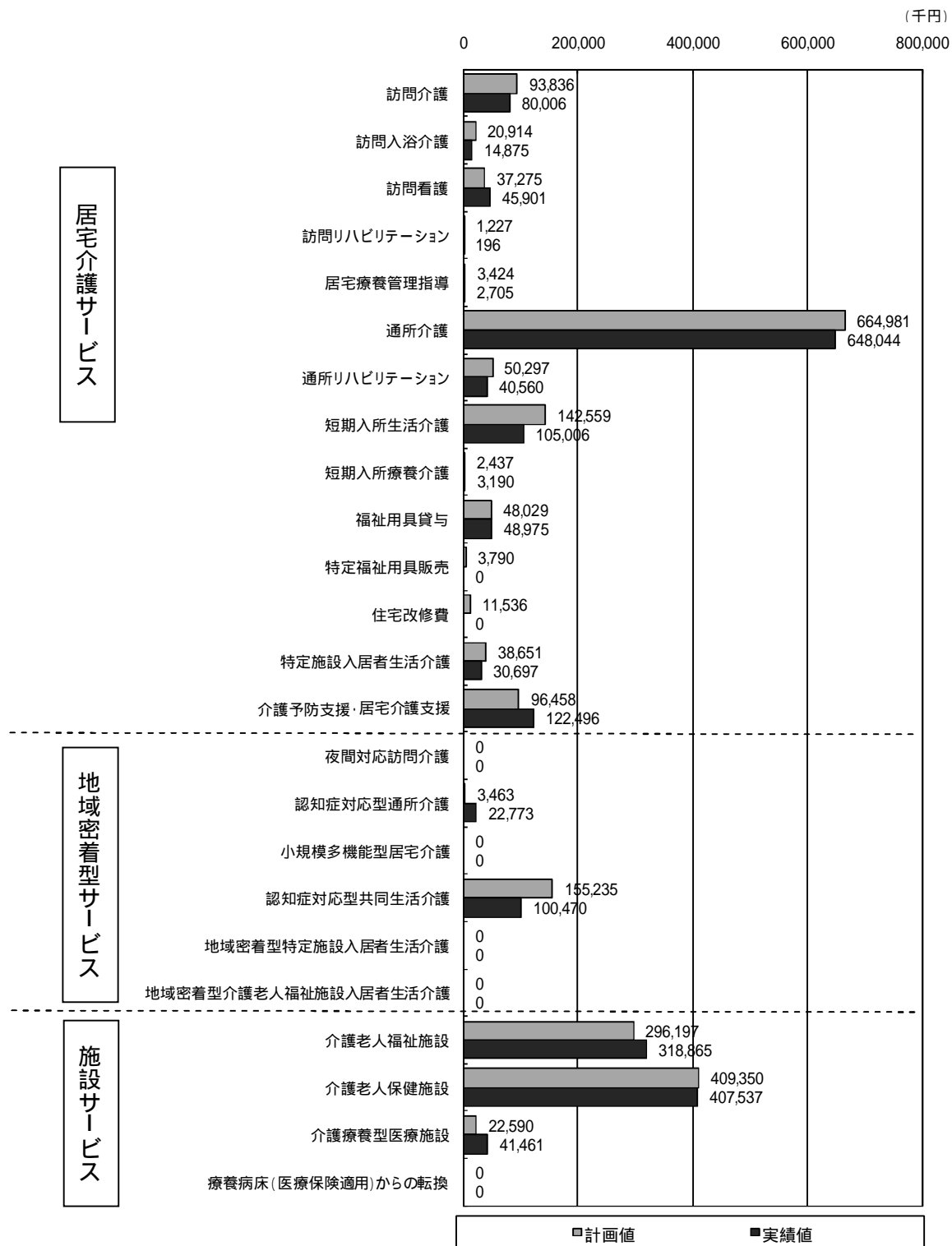
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
居宅介護サービス	96,768	106,740	107,474	109,671	114,752
地域密着型サービス	224,573	228,891	227,730	196,487	187,870
施設介護サービス	249,012	250,324	250,753	259,340	252,498

資料：介護保険事業状況報告

(3) 各サービスの介護給付費等の状況

平成 22 年度の実績値を計画値と比べると、居宅サービスでは、「訪問看護」など、地域密着型サービスでは「認知症対応型通所介護」など、施設サービスでは「介護老人福祉施設」などが高くなっています。

各サービスの介護給付費等の計画値と実績値の比較（平成 22 年度）



資料：長寿介護課

4 いなべ市の地域支援事業の状況

1. 介護予防事業の状況

(1) 二次予防事業対象者把握事業

要支援、要介護状態となる可能性の高いと考えられる高齢者（二次予防事業対象者）を、基本チェックリストをもとにした抽出によって把握する事業です。本市では広報誌やホームページの活用による事業の周知、各種会合などにおける説明の実施とあわせ、地域福祉関係機関会議における情報共有により対象者の把握に努めています。

二次予防事業対象者

		平成 21 年度	平成 22 年度
候補者	人数（人）	1,781	1,511
	構成比（％）	17.3	14.6
決定	人数（人）	346	299
	構成比（％）	3.3	2.9

構成比は市の全高齢者数（平成 21 年度 10,253 人、平成 22 年度 10,309 人）に占める割合

(2) 介護予防事業（二次予防事業）

二次予防事業対象者把握事業により把握された対象者に対し、介護予防を目的として、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」などに効果があると認められる事業を実施します。

介護予防事業（二次予防事業）の実績

単位：人

		平成 21 年度	平成 22 年度
		参加人数（人）	参加人数（人）
通所型介護予防事業		53（延べ 749）	47（延べ 786）
	はつらつデイサービス	53（延べ 749）	47（延べ 786）
訪問型介護予防事業		2（延べ 7）	6（延べ 18）
	栄養改善事業	1（延べ 1）	3（延べ 6）
	運動器機能向上プログラム		1（延べ 4）
	閉じこもり、認知症、うつ予防事業	1（延べ 6）	2（延べ 8）

2. 包括的支援事業の状況

(1) 介護予防ケアマネジメント

自立保持のための身体的、精神的及び社会的機能の維持向上を目標とし、介護予防事業または予防給付を必要とされる方にケアマネジメントを行う事業です。

ケアプラン作成件数

単位：件

	平成 21 年度	平成 22 年度
二次予防事業対象者	55	53
要支援 1、2（予防給付）	249	207

(2) 総合相談及び支援事業

地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、個々の高齢者の心身の状況や生活環境などに応じた適切なサービスに関する情報提供や、継続的かつ専門的な相談支援を行う事業です。地域包括支援センターによる地域に応じたよりきめ細かな対応に努めています。

相談件数

単位：件

		平成 21 年度	平成 22 年度
総合 相談	南地域包括支援センター	1,132	1,280
	北地域包括支援センター	1,362	1,807
	合計	2,494	3,087

(3) 権利擁護事業

地域の高齢者に対し、権利擁護の観点からの必要な支援を行う事業です。

高齢者の虐待対応の実績

単位：件

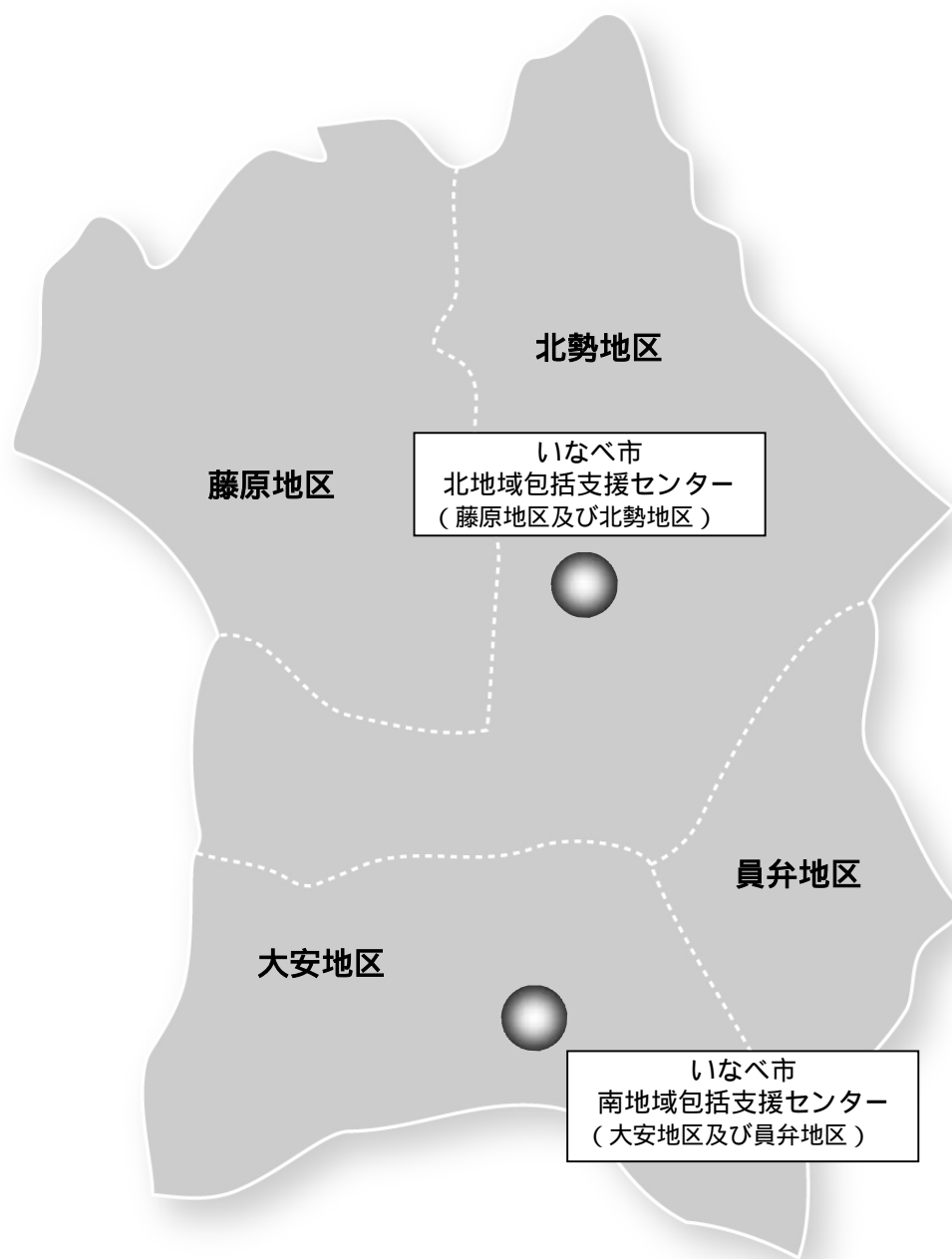
		平成 21 年度	平成 22 年度
虐待等の通報件数		11	10
	身体的虐待	8	7
	介護の放棄等	2	1
	心理的虐待	1	2
	性的虐待	0	0
	経済的虐待	1	0

5 日常生活圏域について

1. 日常生活圏域の区分

介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して、市内を日常生活圏域に分け、区域を定めることとされています。

本市においては合併前の旧4町の区域で生活圏域を定めており、第5期計画においても、この4つの区域を日常生活圏域として地域密着型サービスなどの整備を進めます。



6 アンケートからみる高齢者の状況

1. 調査の概要

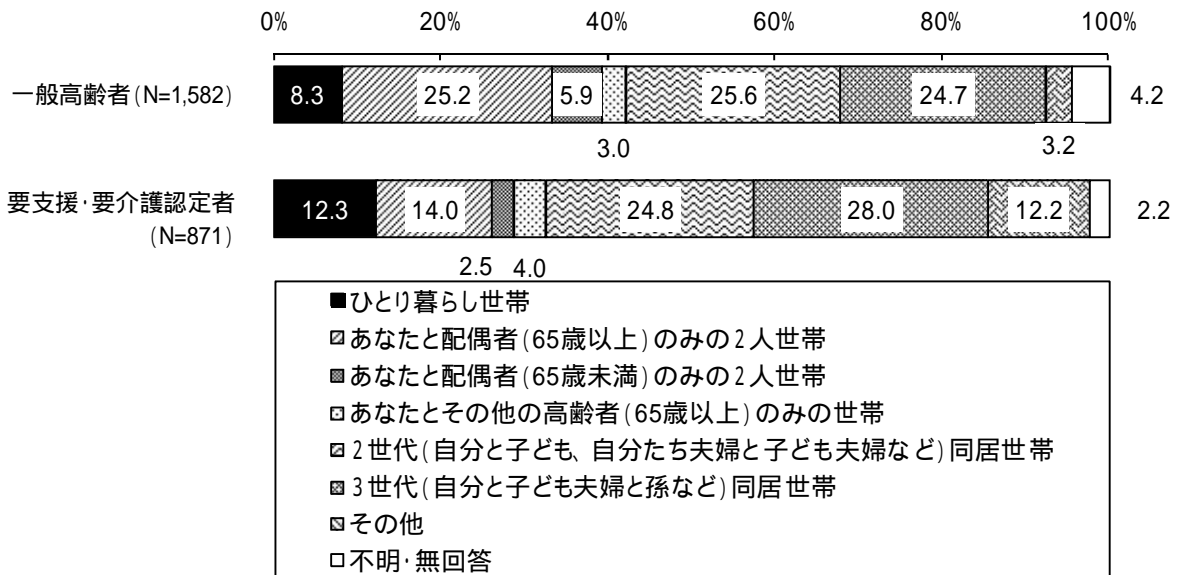
- ・調査地域 : いなべ市全域
- ・調査期間 : 平成 23 年 7 月 14 日～平成 23 年 7 月 27 日
- ・調査方法 : 郵送配布、郵送回収

調査対象	配布数	回収数	回収率
一般高齢者	2,000	1,582	79.1%
要支援・要介護認定者	1,600	871	54.4%
介護支援専門員	39	32	82.1%
サービス提供事業所	29	22	75.9%

2. 回答者の属性

ひとり暮らしを含めた高齢者のみの世帯が多くなっており、見守りなどの支援が必要です。特に要支援・要介護認定者でひとり暮らし世帯の割合が高くなっています。

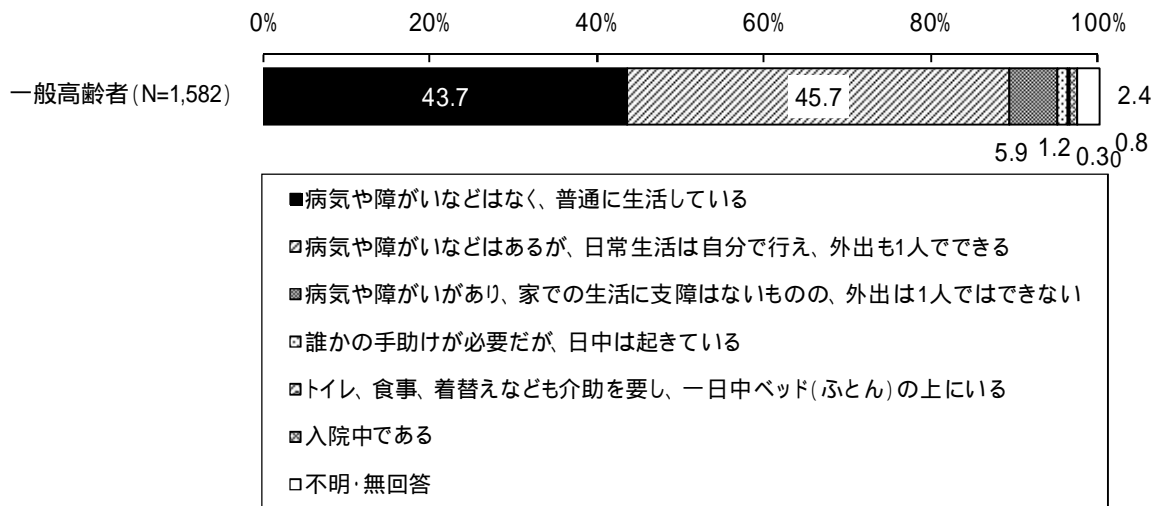
家族構成



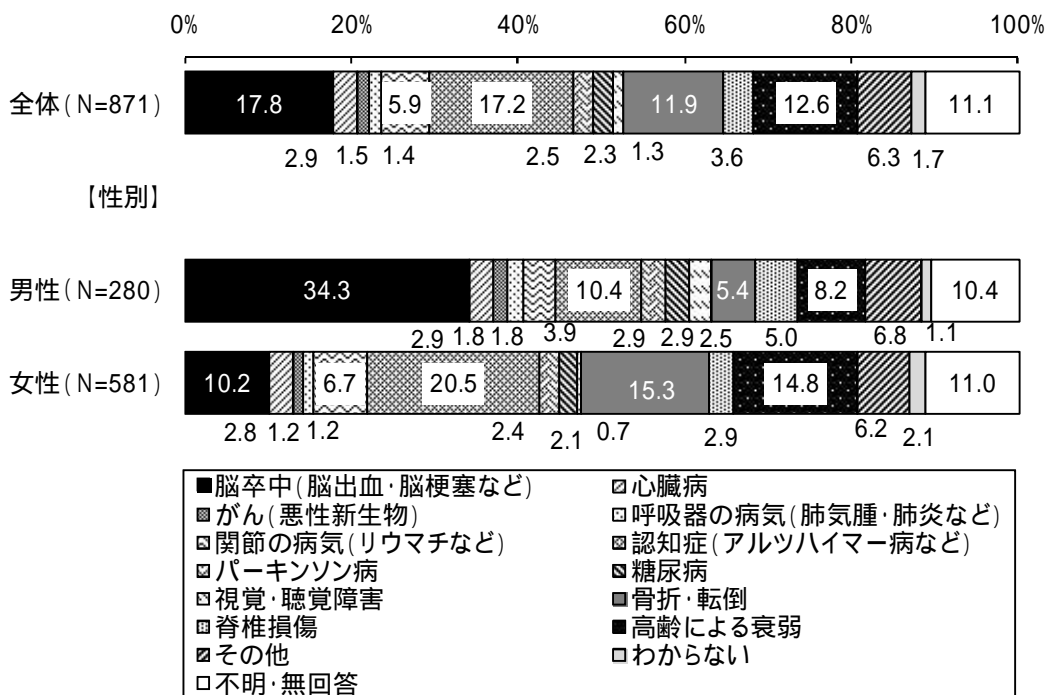
3. 健康状態

一般高齢者の半数以上は、何らかの病気や障がいを抱えながら生活をしています。
 要支援・要介護状態になった主な原因は、脳卒中が最も多くなっています。男女別にみると、女性で認知症や骨折・転倒などが男性に比べて高くなっています。

現在の身体状況（一般高齢者）



要支援、要介護状態になった主な原因（要支援・要介護認定者）

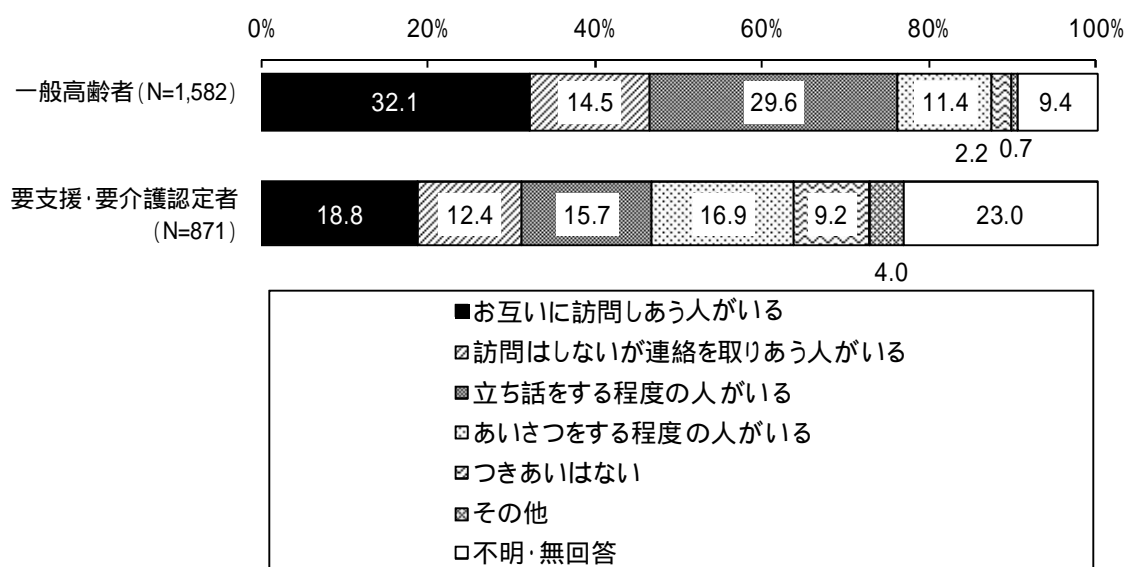


4. 地域の状況について

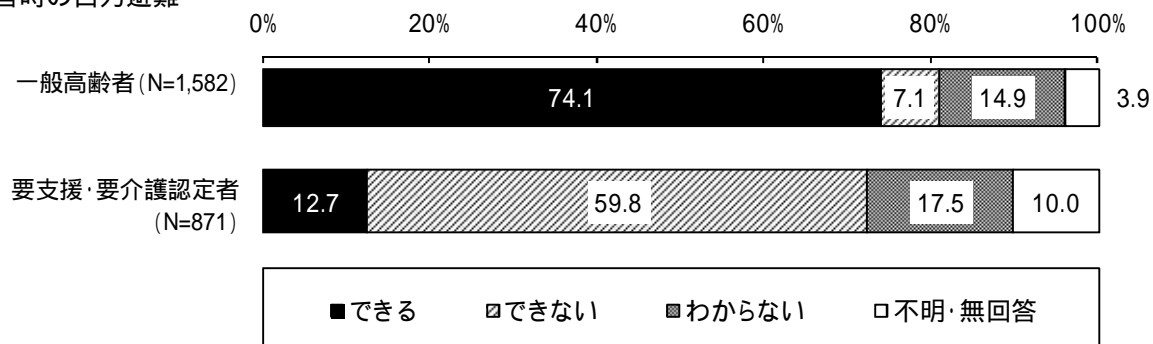
近所づきあいの程度では、認定者では一般高齢者と比較するとつきあいが希薄になっています。

災害時については、一般高齢者はある程度自力避難が可能です。認定者では約6割が自力避難は難しい状況です。災害時要援護者対策が求められています。

近所の人たちとのつきあいの程度



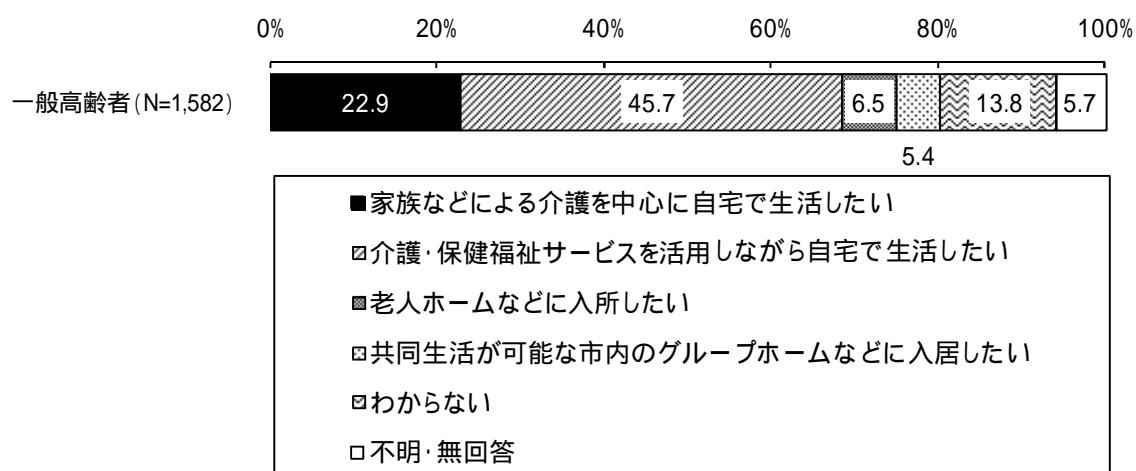
災害時の自力避難



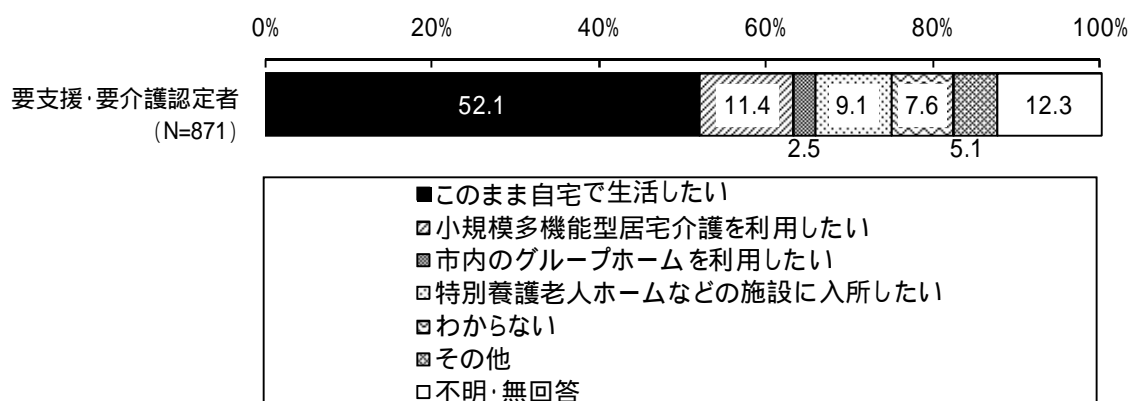
5. 今後の生活について

今後の暮らし方としては、一般高齢者の約7割が自宅での生活を希望しています。
要支援・要介護認定者においては、「このまま自宅で生活したい」が半数近くを占めており、在宅志向が強くあらわれています。

自身に介護が必要となった場合、どのようにしたいですか（一般高齢者）



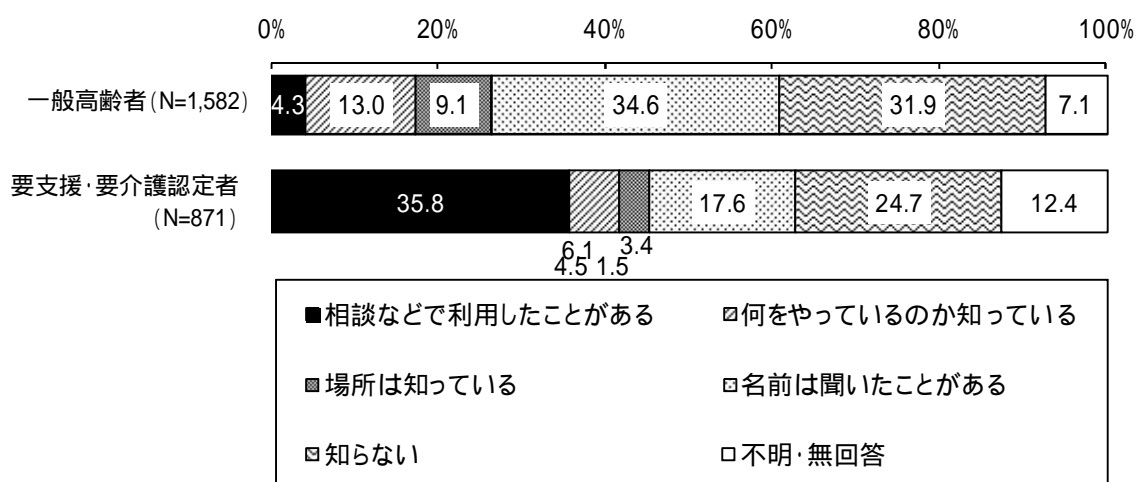
これからの生活をどこでどのように送りたいですか（要支援・要介護認定者）



6. 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターの認知度は、一般高齢者に比べて要支援・要介護認定者でより高くなっており、「相談などで利用したことがある」「何をやっているのか知っている」を合わせると、4割を超えています。一般高齢者では約3割が「知らない」となっています。

地域包括支援センターを知っていますか



7 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

今日の超高齢社会においては、高齢者誰もが個人として尊重され、生きがいを感じて自分らしく暮らすとともに、地域での支えあい、助けあいの中で安心して生活を送ることができる環境が重要です。そして、明るく豊かで活気に満ち、すこやかにはつらつと暮らせることは、市民すべての願いでもあります。

本市では「生きがい支えあい いきいきいなべ」を基本理念に掲げ、いきいきとした高齢者の暮らしの確立に向けて、施策の推進を図ります。

【第5期計画の基本理念】



2. 基本目標

以下の3つを基本目標に設定し、実現に向けた施策の推進を図ります。

1 生きがいをもって元気に暮らせるまち

高齢者にとって、生きがいを持つことは、心身の健康の保持・増進、いきいきとした生活につながります。趣味や自主活動などとともに、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かして積極的な役割を果たしていけるよう、高齢者の社会参加や就労への支援を進めます。

さらに、高齢者自らが主体的に取り組める健康増進及び介護予防を支援し、健康づくりと生きがいづくりを一体的に進めます。

2 地域で支えあい安心して暮らせるまち

地域住民と様々な団体や機関の連携による「高齢者見守りネットワーク」の充実により、高齢者が安心して暮らせる環境の整備を進めます。

その中で、ひとり暮らし高齢者などが不安なく生活できるよう支援していくとともに、認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営めるよう、さらに、災害時の見守り体制のさらなる充実を図ります。

3 高齢者への支援が充実しているまち

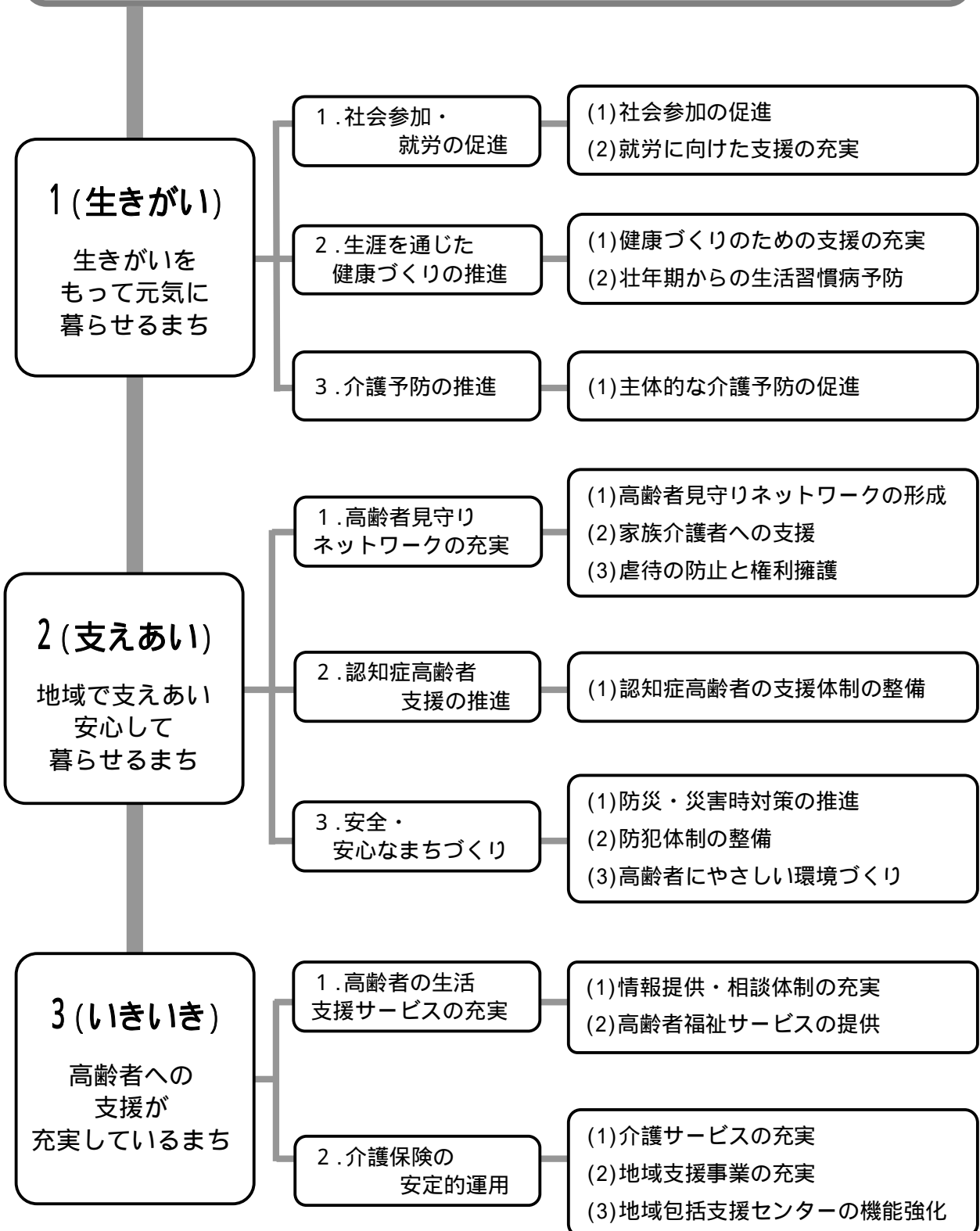
介護サービス・介護予防サービスや、相談、情報の提供など、高齢者が、必要なあらゆる支援を適切に受けられるよう、総合的、一体的なサービス提供体制づくりを進めます。

また、高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、福祉サービスの充実や安全、安心に暮らせる環境づくりに取り組みます。

3. 施策の体系図

基本理念

生きがい支えあい いきいきいなべ



4. 重点施策

いなべ市に住む高齢者を取り巻く状況を踏まえながら、計画の基本理念である「生きがい 支えあい いきいきいなべ」を実現させるため、第5期計画の重点施策を、以下のように設定します。

【第5期計画の重点施策】

1. 地域における、主体的な「生きがいづくり」を支援します。
2. 共助により、さらに地域での「高齢者見守りネットワーク」を強化し、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などへの支援、災害時における要援護者への円滑な支援を行います。
3. 高齢者の主体的な介護予防の取り組みを促進していきます。
4. 各種サービスの充実を図るなど家族介護者の負担軽減に向けた取り組みを進めます。

各論

1 生きがいをもって元気に暮らせるまち

高齢社会の中で活力ある高齢者が地域の中で最大限に力を発揮するために、高齢者が生きがいを持って自分らしく暮らすことのできる環境づくりが非常に重要です。高齢化が一層加速していく現代においては、高齢者が、サービスの受け手としてではなく、社会を支える担い手として積極的な役割を果たしていくことが求められています。

また、高齢期の期間が年々伸びている中、高齢者の介護予防の推進、健康寿命の延伸が重要となっています。高齢者の健康づくりにおいては、疾病の予防、早期発見はもちろん、高齢期以前からの継続した運動や健康づくりに関する正しい知識と意識を高めることなどがポイントとなっており、「自らの健康は自らがつくる」という意識の高揚と、高齢期を迎える前からの主体的な健康づくり活動への取り組みが重要となっています。

「生きがいをもって元気に暮らせるまち」を達成するための施策

1.社会参加・就労の促進

- (1)社会参加の促進
- (2)就労に向けた支援の充実

2.生涯を通じた健康づくりの推進

- (1)健康づくりのための支援の充実
- (2)壮年期からの生活習慣病予防

3.介護予防の推進

- (1)主体的な介護予防の促進

1. 社会参加・就労の促進

(1) 社会参加の促進

これからの超高齢社会の中で、活力ある高齢者が地域の中で最大限に力を発揮するために、高齢者の社会参加を促進することは非常に重要なことです。

なかでも、老人クラブはその活動が地域への貢献や介護予防の推進などにも効果をあげることが期待されています。本市の老人クラブ加入率は89.4%と他市町に比べて高く、地域ごとに活発に活動が行われていることから、その役割はますます大きくなっています。

特に、本計画期間中には、団塊の世代が前期高齢者となることから、「地域を支える担い手」として、長年にわたって培われてきた知識、技能及び経験を生かすことのできる人材としての活躍が期待されます。このことから、地域活動やボランティア活動への参加に向けた意識啓発と、参加しやすい体制づくり、魅力あるメニューづくりなどが必要となっています。

【施策内容】

施策	内容	担当課
老人クラブ活動への支援	老人クラブの活動を魅力あるものにするため、各老人クラブの創意工夫による活動を支援します。役員が交代しても円滑な活動ができるよう、自主運営に向けた働きかけを行います。	長寿介護課 社会福祉協議会
ボランティア活動への支援	団塊世代のニーズに対応したボランティア講座などを開催し、新たな高齢者ボランティアの育成を目指します。	長寿介護課 社会福祉協議会

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
老人クラブ加入者数(人)	9,604	9,530	9,497	9,600	9,800	10,000

(2) 就労に向けた支援の充実

高齢者にとって「働くこと」は、生きがいを得る手段のひとつです。永年にわたって培われてきた高齢者の知識、技能及び経験を活かすことのできる就労の場を確保する必要があります。

働くことは、健康増進の観点においても有効であり、多くの高齢者が元気に働くことは、医療費や介護保険財政の経費抑制にもつながります。高齢者の経験及び技術の有効活用とあわせ、高齢者自身もやりがいを感じられるように、ニーズに応じた仕事内容の確保が求められています。

【施策内容】

施策	内容	担当課
シルバー人材センターへの支援	高齢者がその能力を活かして地域社会の需要に対応し、働くことを通じて健康を維持し生きがいを求める場としてシルバー人材センターの自立に向けた活動を支援していきます。	長寿介護課
就労の促進	元気な高齢者が、その技能や知識を活かすことができるよう、就労を促進します。	長寿介護課

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
シルバー人材センター登録者数(人)	749	729	750	770	790	800

2.生涯を通じた健康づくりの推進

(1)健康づくりのための支援の充実

高齢者の健康づくりにおいては、高齢期以前からの疾病の早期発見、早期治療や、健康づくりに関する正しい知識と意識を高めることが重要です。

「老人保健法」が廃止されたことで、それまで実施されてきた健康手帳の交付や健康相談、訪問指導などの各事業は「健康増進法」に基づく事業となりました。本市においては、健康に高齢期を過ごせるよう、継続して高齢者と今後高齢者となる世代に対しての保健サービスを実施しています。各ライフステージにおいて一体的な健康づくりが支援できる体制を、市民の自主活動への移行なども含めて、構築していく必要があります。

【施策内容】

施策	内容	担当課
健康づくりに関する情報提供の充実	生活習慣病の予防などに関する情報の提供を通じて「自らの健康は自らでつくる」意識の定着を図ります。情報誌やホームページなどで健康に関する情報を発信し、知識の普及・啓発を行います。	健康推進課
健康手帳の交付	健康管理に役立てることを目的として、40歳以上の希望者に、健診の記録などを記載する健康手帳を交付します。	健康推進課
健康相談の実施	日常生活における健康に関する助言・指導や、個人の特性に応じた健康相談を実施します。必要に応じて、訪問による指導を行います。	健康推進課
健康教育の実施	食生活改善推進協議会などの地区組織との連携のもと、食を通じた生活習慣病予防のための健康教育を実施します。	健康推進課
健康づくりに関するイベント等の開催	健康に関するイベントなどを継続して開催し、市民の健康意識の向上を図ります。	健康推進課
健康づくり推進事業の実施	ストレッチやウォーキングなどを行い、運動を通じた健康づくりの知識の普及を行うとともに、地域ぐるみの健康づくり活動を促進します。	健康推進課

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
健康手帳の交付数（人）	1,090	621	650	650	650	650
健康教室開催回数（回）	10	1	2	2	2	2
健康相談実施人数（人）	7	22	20	20	20	20
訪問指導人数（人）	1	1	3	5	5	5
健康づくり推進事業参加者数（人）	6,317	3,891	4,000	4,000	4,000	4,000

（２）壮年期からの生活習慣病予防

平成 20 年度から開始している特定健診は、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的として、メタボリックシンドロームに着目した検査により、該当者や境界域の方を減少させるための特定保健指導を必要とする人を的確に抽出するために実施しています。

壮年期からの健康づくりは、高齢期をいきいきと過ごせることはもとより、医療費の削減とともに将来の要支援・要介護認定者の増加を抑えることにもつながるため、特定健診及び特定保健指導を市民に幅広く周知し、健診受診率の向上に取り組んでいくことが必要です。

【施策内容】

施策	内容	担当課
特定健康診査の実施	本市に住む 40 歳以上 75 歳未満の国民健康保険加入者に対し、生活習慣病予防を目的とした特定健診を実施します。	保険年金課 健康推進課
特定保健指導の実施	特定健診により把握されたメタボリックシンドローム該当者に対し、特定保健指導を実施します。	保険年金課 健康推進課
各種がん検診の実施	がんの早期発見、早期治療により死亡率を減少させることを目的として、胃、肺、大腸、子宮、乳及び前立腺の各種がん検診を実施します。がん検診の必要性について P R を行い、受診率の向上を図ります。	健康推進課
骨粗しょう症検診の実施	女性の高齢者に多い骨粗しょう症の早期発見と早期治療を目的として実施します。健診の必要性について P R を行い、受診率の向上を図ります。	健康推進課

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
特定健診受診率（％）	45.1	43.5	45.0	65	65	65
特定保健指導実施率（％）	7.6	15.4	15.0	45	45	45
胃がん検診受診率（％）	27.0	26.6	28.0	28.0	28.0	28.0
肺がん検診受診率（％）	35.3	35.8	35.0	35.0	35.0	35.0
大腸がん検診受診率（％）	33.2	32.8	33.0	33.0	33.0	33.0
子宮がん検診受診率（％）	31.5	36.7	36.0	36.0	36.0	36.0
乳がん検診受診率（％）	35.0	35.5	35.0	35.0	35.0	35.0
前立腺がん検診受診者数（人）	1,509	1,521	1,550	1,600	1,600	1,600
骨粗しょう症検診受診者数（人）	82	77	71	70	70	70

3. 介護予防の推進

(1) 主体的な介護予防の促進

有効性の高い介護予防サービスを実施するためには、早期から一貫した、連続的なサービス提供が必要であり、地域包括支援センターで実施している介護予防事業がその中心的な役割を担っています。高齢者の増加や参加者のニーズの多様化などから、近年では地域の主体的な介護予防活動の重要性が高まっています。

本市では、地域住民による主体的な健康づくり活動を促進するため、各地域における健康づくりを支援しています。市民・地域主体による活動を広め、運動習慣の定着と理解を深めることで、高齢者の健康増進、介護予防につなげます。

【施策内容】

施策	内容	担当課
介護予防活動の実施	介護予防の観点から 65 歳以上の市民に対し運動を通じた健康づくりや介護予防の知識の普及を行うとともに、地域ぐるみの健康づくり活動を促進します。	長寿介護課
主体的な健康づくり及び介護予防活動の促進	食生活改善やスポーツ活動など、地域で活動する各団体や組織に対し支援を行うとともに、ふれあいサロンなどへ出前講座で出向き、健康づくりや介護予防に関する知識の普及を促進します。	長寿介護課 健康推進課 地域包括支援センター

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
食生活改善推進員の活動回数(回)	73	76	74	74	74	74
にこやか集会所コース参加者数(人)	6,494	2,205	1,900	1,500	1,500	1,500
元気リーダーコース参加人数(人)	13,439	19,818	20,000	20,100	20,200	20,300

2 地域で支えあい安心して暮らせるまち

高齢者が安心して住み慣れた場所で暮らすためには、行政が実施する福祉施策や介護保険サービスなどの公的なサービスだけでなく、地域での支えあい、助けあいが欠かせません。

近年、家族介護者の負担増加、高齢者虐待、認知症高齢者などの問題に加え、平成23年3月の東日本大震災以降、防災や災害時要援護者への支援についての地域における体制づくりが求められています。

いずれの課題に対しても、地域における支援や活動が必要不可欠となっていることから、地域での支援体制を構築し、日頃から地域において相互に助けあい、支えあえる環境をつくっていく必要があります。

本市では「高齢者見守りネットワーク」を整備し、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などの支援、家族介護者への負担軽減などを図るとともに、災害時要援護者避難支援計画に基づき、要援護者の支援体制の整備を進めています。このような取り組みを充実し、安心して暮らせる環境を整備していく必要があります。

「地域で支えあい安心して暮らせるまち」を達成するための施策

1. 高齢者見守りネットワークの充実

- (1) 高齢者見守りネットワークの形成
- (2) 家族介護者への支援
- (3) 虐待の防止と権利擁護

2. 認知症高齢者支援の推進

- (1) 認知症高齢者の支援体制の整備

3. 安全・安心なまちづくり

- (1) 防災・災害時対策の推進
- (2) 防犯体制の整備
- (3) 高齢者にやさしい環境づくり

1. 高齢者見守りネットワークの充実

(1) 高齢者見守りネットワークの形成

いなべ市では、「高齢者見守りネットワーク」を形成し、地域の様々な団体や事業所、市民一人ひとりがこのネットワークをつくることで、高齢者が、地域において安心して暮らせる環境づくりを進めています。

具体的には、高齢者自らが足を運べる身近な場所で、誰もが気軽に集まることができる場所づくりを支援し、以前どこにでもあったような“向こう三軒両隣”の関係のように、地域住民が互いに声かけをして支えあえる「ご近所福祉」を推進します。

すべての住民が地域における見守りや支えあい活動の担い手として求められているなか、このようなネットワークの形成を通じ、住民同士が目的と情報を共有し、連携することで、高齢者だけにとどまらず、すべての地域住民が暮らしやすい環境をつくっていく必要があります。

【施策内容】

施策	内容	担当課
地域サポーターの育成	地域での日常的な見守りや集いの場をつくる担い手として地域サポーターを育成します。サポーターによるネットワークの充実を図ります。	地域包括支援センター 長寿介護課 社会福祉協議会
地域コーディネート事業による支援	地域サポーターやミニサロンリーダーなどが、地域や団体とネットワークの充実を図れるように支援を行います。	地域包括支援センター 長寿介護課
要援護高齢者情報の一元化	市の要援護者避難支援体制の構築と合わせ、個人情報保護などに留意しながら、要援護者の情報集約を行い、要援護者台帳(マップ)の作成・システム化を行います。	地域包括支援センター 長寿介護課
徘徊SOSネットワークの充実	徘徊SOSネットワークに事前に登録した人が行方不明になった場合に、いなべ市情報発信システム「まいめる」を利用し、協力団体による周辺確認や目撃情報の提供などの協力を得て、認知症徘徊高齢者の早期発見につなげます。	地域包括支援センター 長寿介護課
話し相手ボランティアの育成	高齢者の心のケアを図るため、話し相手ボランティアを育成し、その活動を支援します。	社会福祉協議会
民生委員への情報提供	民生委員が担当する地区の満65歳以上の者に係る4情報(氏名・住所・生年月日・性別)を提供し、民生委員の活動を支援します。	長寿介護課

施策	内容	担当課
ふれあいサロン・ミニサロンの充実	社会福祉協議会と連携し、各地域におけるふれあいサロン・ミニサロンの活動を支援します。より自主性に基づいた、地域に根付いた活動が行えるような側面的支援に努めます。	長寿介護課 社会福祉協議会

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
高齢者見守りネットワーク 通報・連絡件数（件）	63	46	50	60	70	80
高齢者に関するボランティア団体数（団体）	24	26	29	31	33	35
徘徊 S S ネットワーク 協力団体数（協力員数）	-	147 (2,093)	161 (2,121)	170 (2,150)	180 (2,180)	190 (2,200)
ふれあいサロン開催数 （か所）	456	488	550	600	650	700

(2) 家族介護者への支援

介護保険制度は、介護が必要となった高齢者及びその家族を社会全体で支えることを目的に創設されましたが、在宅での介護を希望していても、家族介護者の負担の増大から、やむを得ず「施設生活」を選択しなければならないケースも多くあります。

本市においては、比較的施設入所者が少なく、アンケート調査でも多くの高齢者が在宅生活を希望している現状がみられます。

現在のいなべ市の在宅重視型の介護体制を継続するためにも、家族介護者に対する身体的及び精神的負担の軽減に向けた支援策を強化していく必要があります。

【施策内容】

施策	内容	担当課
家族介護者団体への支援	介護者のつどいや介護技術講習や介護サービスなどの紹介を行ったり、在宅介護者家族の会の自主的活動を支援します。	地域包括支援センター 長寿介護課
紙おむつ支給	要介護3以上で、寝たきり状態、認知症により排泄が困難な人、尿便意の感覚が著しく低下した人のいずれかに該当する高齢者を在宅で介護する介護者に対し、紙おむつを支給します。	社会福祉協議会

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
介護者交流会の開催回数(回)	7	7	6	6	7	7
紙おむつ支給(人)	1,235	1,150	1,206	1,250	1,250	1,250

(3) 虐待の防止と権利擁護

これまでも高齢者が介護者などから身体的、精神的な暴力を受けるなどの高齢者虐待は大きな社会問題となっていました。高齢者虐待防止法の施行以降、虐待を発見した場合の通報義務や虐待を受けた高齢者の保護規定などが定められ、虐待防止、早期発見へ向けた取り組みがより一層強化されることとなりました。

高齢者に対する虐待を防止し、高齢者の尊厳を保持するため、本市でも地域における医療、保健、福祉などの関係機関のネットワークの構築や相談体制の整備など、高齢者虐待の防止と早期発見及び早期対応のための体制づくりに取り組む必要があります。

また、高齢者の権利擁護についても取り組みを推進するとともに、成年後見制度などの制度の周知・啓発が必要です。

【施策内容】

施策	内容	担当課
関係機関の連携強化	ケース検討会の実施により、関係機関同士の連携強化を図ることで、相談・通報が寄せられやすい関係をつくり、高齢者虐待の早期発見と早期対応に努めます。	地域包括支援センター 長寿介護課
高齢者虐待への早期対応	見守りネットワークを中心とした日常的な見守りや、立ち入り調査の実施により、虐待が早期に発見できる体制を構築します。	地域包括支援センター 長寿介護課 人権福祉課 社会福祉協議会
成年後見制度の普及	判断力の衰えた高齢者に代わって、契約の締結などを行う代理人の選任などを実施する成年後見制度について、講座の開催や情報誌への掲載による普及・啓発を行います。	長寿介護課 地域包括支援センター 社会福祉協議会

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
高齢者虐待の相談件数（件）	11	10	10	10	10	10

2. 認知症高齢者支援の推進

(1) 認知症高齢者支援体制の整備

今後、高齢化の進行とともに認知症高齢者の増加が予測されるなかで、認知症高齢者や介護する人々が安心して在宅生活を送ることができる環境が必要とされています。

現在、本市においては広報誌による情報提供や、介護予防教室や出前講座などにおいて、高齢者に対し認知症の予防、早期発見に向けた啓発を行っています。認知症高齢者やその家族など、より多くの周囲の人が認知症に対して正確な知識を得ることが必要です。

認知症高齢者を支える周囲の支援に向け、認知症キャラバンメイト、認知症サポーターの育成を行い、認知症高齢者を支援する地域体制づくりを進めます。

【施策内容】

	施策	内容	担当課
	認知症に関する理解の促進	広報誌を通じた認知症に関する情報提供を実施するとともに、出前講座などの機会をとらえ、正しい認知症についての知識の普及を図ります。	地域包括支援センター 長寿介護課 社会福祉協議会
	介護予防事業（認知症予防）の推進	認知症になる恐れのある人や軽度の認知症高齢者を対象に「はつらつ教室（外出促進、物忘れ予防コース）」を実施し、認知症の予防と悪化防止を図ります。	地域包括支援センター 長寿介護課 社会福祉協議会
	認知症予防のための情報提供の充実	出前講座の実施や広報誌などにより高齢者自身に認知症についての知識を普及し、交流や地域の活動、介護予防事業への積極的な参加を促進します。	地域包括支援センター 長寿介護課 社会福祉協議会
	認知症キャラバンメイトの育成支援	認知症サポーターの育成に向け、三重県との連携のもと、「認知症サポーター養成講座」の講師となる認知症キャラバンメイトの育成に努めます。	地域包括支援センター 長寿介護課
	認知症サポーターの育成	認知症についての知識や対応の仕方を地域住民に伝える認知症サポーターの育成を行います。小・中学生もキッズサポーターとして育成するなど、幅広く実施していきます。	地域包括支援センター 長寿介護課 社会福祉協議会

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
認知症に関する講座の開催数(回)	84	69	28	50	50	50
認知症に関する講座の参加者数(人)	2,390	2,989	1,159	1,500	1,500	1,500
認知症予防の広報回数(回)	2	2	2	2	2	2
認知症キャラバンメイト数(人)	37	44	50	50	50	50
認知症サポーター数(人)	1,200	2,300	3,000	3,500	4,000	4,500

3. 安全・安心なまちづくり

(1) 防災・災害時対策の推進

東日本大震災の発生により、人々の災害への不安は増大しています。特に寝たきりの高齢者やひとり暮らし高齢者への避難や救助に関して、周囲の地域住民の力が重要になっています。

アンケート調査結果によると、一般高齢者の22.0%、要支援及び要介護認定者の77.3%で、災害時の自力避難が「できない」または「わからない」と回答しています。今後、高齢化の進行にあわせて、このような自力避難ができない高齢者が増加することが予想されるため、本市においては、地域による住民同士の助けあいを中心とした災害時要援護者避難支援体制の整備を進めていきます。

【施策内容】

施策	内容	担当課
緊急通報装置の設置	在宅で、75歳以上の単身または高齢者のみの世帯で、心身の障がい及び疾病などの理由により緊急時の対応ができない人に、緊急通報装置を貸与し、急病や災害時等の緊急通報手段を確保して非常事態への迅速かつ適切な対応を図ります。	社会福祉協議会
災害時要援護者避難支援体制の整備と充実	災害時要援護者避難支援計画に基づき、災害時要援護者の登録を進めます。要援護者に対し、地域支援者（自主防災組織・民生委員）が安否確認や避難支援が行えるよう体制の整備を行います。	人権福祉課 長寿介護課 社会福祉課 総務課 社会福祉協議会

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
緊急通報装置設置件数（件）	149	115	100	100	100	100
災害時要援護者登録人数（人）				1,300	1,400	1,500

(2) 防犯体制の整備

高齢化が進むなかで、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加しており、さらには子どもなどと同居していても日中一人きりになる高齢者も多く、このような高齢者を狙った悪徳商法や詐欺などの犯罪が増加しています。

悪徳商法などの犯罪については、警察との連携のもと、地域の「ふれあいサロン」などでの講演や、情報誌を通じた情報提供を行っています。

犯罪被害にあう高齢者は、身近に相談相手がいない場合が多いため、近隣住民同士の交流や見守り、声かけを通じて地域内の犯罪の未然防止に取り組む必要があります。

【施策内容】

施策	内容	担当課
悪徳商法、消費生活等についての情報提供	様々な機会をとらえて、高齢者に対する悪徳商法などについての情報や対処法について周知していきます。また、情報発信システム「まいめる」により、携帯電話への最新情報の発信を行います。	地域包括支援センター 長寿介護課 農林商工課 社会福祉協議会
悪徳商法等の被害に関する相談体制の整備	地域包括支援センターにおける相談や、消費者相談、社会福祉協議会で実施する「心配ごと相談」など、各相談窓口で受けた悪徳商法などの被害についての情報共有と、警察などとの連携による支援体制づくりに努めます。	地域包括支援センター 長寿介護課 農林商工課 社会福祉協議会
「高齢者見守りネットワーク」による高齢者を犯罪から守る取り組みの推進	警察署や銀行などの関係機関や「高齢者見守りネットワーク」の協力団体などと連携を図り、高齢者を狙った犯罪などについての迅速な情報提供体制を整備します。	地域包括支援センター 長寿介護課 その他関係各課

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
悪徳商法等に関する情報提供回数(回)	10	10	10	10	10	10

(3) 高齢者にやさしい環境づくり

高齢者にとって外出しやすい環境は、地域で暮らしていくうえで、重要な要素となっており、公共施設などにおけるバリアフリー化などの取り組みが推進されています。

本市においても、より一層のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン（すべての人に使いやすい設計指針）に基づく施設整備を推進する必要があります。

また、高齢者を取り巻く環境として「住まい」は課題の1つです。介護保険の施設・居住系サービス以外にも、養護老人ホームや軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅などの住まいの種類があり、本市には、有料老人ホーム（住宅型）が2か所、サービス付き高齢者住宅が2か所（予定）、養護老人ホームが1か所あります。

今回のアンケート結果からも在宅志向が多くなっていますが、今後高齢期に入ってくる団塊の世代などは、新しい価値観やライフスタイルを持っていることから、住み方についても多様な選択肢が必要になると思われます。

【施策内容】

	施策	内容	担当課
	バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくり	新設する公共施設や道路などにおいては、高齢者や障がいのある人に配慮したバリアフリー化やユニバーサルデザインによる整備を行います。既存施設においても、より利用しやすい施設改修に努めます。	長寿介護課 社会福祉課 その他関係各課
	高齢者にやさしい住まいづくり	各種高齢者施設について、高齢者のニーズや事業者などの動向の的確な把握を行い、整備に向けた支援を行います。	長寿介護課

3 高齢者への支援が充実しているまち

高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう、情報提供・相談支援の充実や福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

また、本市における要支援・要介護認定者は、介護保険制度発足以来増加傾向にあり、それら的高齢者が安心して地域で生活していくためには、十分なサービス量と、質の高い介護サービスや予防サービスが地域の中で提供される体制づくりを進めていく必要があります。

本市において、相談支援、介護予防などの事業の拠点となる地域包括支援センターは、員弁地区と大安地区を担当する「いなべ市南地域包括支援センター」と藤原地区及び北勢地区を担当する「いなべ市北地域包括支援センター」の2か所に設置されています。センターを中心とした高齢者への支援を進めていきます。

「高齢者への支援が充実しているまち」を達成するための施策

1. 高齢者の生活支援サービスの充実

- (1) 情報提供・相談体制の充実
- (2) 高齢者福祉サービスの提供

2. 介護保険の安定的運用

- (1) 介護サービスの充実
- (2) 地域支援事業の充実
- (3) 地域包括支援センターの機能強化

1. 高齢者の生活支援サービスの充実

(1) 情報提供・相談体制の充実

高齢者が地域でサービスを利用しながら自立して暮らしていくためには、それらに関する情報提供は欠かすことができない支援の1つです。本市ではホームページや広報誌などを通じ、高齢者福祉サービスや介護保険制度などの情報提供に努めています。

「高齢者の情報の受け取りやすさ」という点にも配慮し、受け手側の状況に応じた、手軽に正確な情報を得られるような体制づくりが求められています。

今後は、専門的で多様な知識と経験が活かされる相談体制の充実をしていくことが重要です。

【施策内容】

施策	内容	担当課
情報提供体制の充実	広報紙やケーブルテレビ、ホームページなどで、高齢者に必要な情報をわかりやすく提供します。また、すべての高齢者に周知が必要な情報については、郵送などによるきめ細かな情報提供に努めます。	長寿介護課
相談体制の整備	地域の高齢者の支援を行う地域包括支援センターを中核機関として、ケアマネジャー、事業者、医療機関、民生委員・児童委員など、関連する各種団体との連携を強化し、高齢者やその家族への相談体制の強化を図ります。	地域包括支援センター 長寿介護課
身近な場における相談体制の充実	地域における身近な相談窓口である民生委員・児童委員などの相談活動を支援するとともに、必要に応じて、弁護士相談、司法書士相談などにつなげていきます。	地域包括支援センター 長寿介護課 人権福祉課

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
地域包括支援センターにおける相談件数(件)	6,865	7,432	8,000	8,000	8,000	8,000
民生委員・児童委員による高齢者への相談件数(件)	110	187	200	200	200	200
介護保険の制度に関する情報提供回数(回)	2	2	2	2	2	2

(2) 高齢者福祉サービスの提供

高齢者が質の高い生活を送ることができるよう、本市では各種の福祉サービスを実施しています。福祉サービスの対象者は、要介護認定において「自立」と判定された人や健康に不安のある高齢者、ひとり暮らし高齢者など、日常生活を営むうえで何らかの支援が必要とされるすべての高齢者となります。

サービスによっては利用者が減少しているものや、近年、利用がみられないサービスなどもあるため、真に必要なとされるサービスを精査し、必要に応じて利用者への負担も求めながら、「必要な人に必要なサービス」を提供できる生活支援体制づくりを進めます。

【施策内容】

施策	内容	担当課
生活支援ホームヘルプ事業	介護保険の認定を受けていない、何らかの生活上の支援が必要な高齢者に対し、ホームヘルパーを派遣し、軽易な日常生活上の援助を行います。	長寿介護課
在宅老人短期入所事業	介護者の疾病や、その他やむを得ない理由により、介護を受けることが一時的に困難になった在宅の高齢者を、一時的に養護老人ホームへ入所させるなどの支援を行います。	長寿介護課
訪問理美容サービス	身体状況により、理容院や美容院に出向くことが困難な高齢者に対し、訪問による理美容サービスを提供します。	社会福祉協議会
寝具洗濯乾燥消毒サービス	高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯で、心身の障がい、疾病などの理由で、寝具類の衛生管理が困難な人を対象に、寝具の洗濯、乾燥及び消毒を実施します。サービスの周知を図ります。	社会福祉協議会
日常生活用具給付等事業	65歳以上のひとり暮らしの在宅高齢者を対象に、日常生活用具を給付します。	長寿介護課
福祉機器貸し出し	必要な人に、歩行器、車イス、電動ベッドなどの福祉機器を貸し出します。用具の見直しを行い、利用者のニーズに合わせた機器の充実を図ります。	長寿介護課 社会福祉協議会
ふれあい弁当サービス	ひとり暮らしの高齢者に対し、安否確認を目的に、弁当の宅配を行います。サービスの周知を図ります。	社会福祉協議会
福祉有償運送	移動困難者の積極的な社会参加を支援するため、福祉有償運送事業を行う社会福祉法人や NPO 法人の参入を支援していきます。	長寿介護課

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
生活支援ホームヘルプ事業（人）	0	1	0	1	1	1
訪問理美容サービス（人）	23	13	14	15	15	15
寝具洗濯乾燥消毒サービス（人）	16	13	17	20	20	20
日常生活用具給付等事業（人）	0	0	0	1	1	1
福祉機器貸し出し件数（件）	142	128	147	152	156	161
車イス	135	124	144	150	155	160
歩行器	1	1	1	1	1	1
電動ベッド	6	3	2	1	0	0
ふれあい弁当サービス・登録者数（人）	3,776	3,764	3,969	4,010	4,050	4,090

2. 介護保険の安定的運用

(1) 介護サービスの充実

介護サービスについては、サービスの利用推計に基づき、各事業者から総合的かつ十分にサービスが提供され、量、質ともに利用者が満足できるような体制整備が必要です。

居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスのそれぞれのサービス提供体制を確保し、要支援者・要介護者が必要な時に必要なサービスを利用できる環境の実現が求められています。

居宅サービス

訪問介護及び介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

【現状と課題】

訪問介護（ホームヘルプサービス）とは、ホームヘルパーが介護を受ける人の自宅を訪問し、身体介護や生活援助などを行うサービスです。また、介護予防訪問介護では、利用者の状態の改善につながるような、介護予防に重点を置いたサービスの提供が行われます。

近年では、病院への受診などのため、通院乗降介助の利用が増加している状況にあります。また、今後は、ひとり暮らし高齢者などの増加に伴い、訪問介護、介護予防訪問介護の需要がさらに高まることが予想されます。

【今後の方向性】

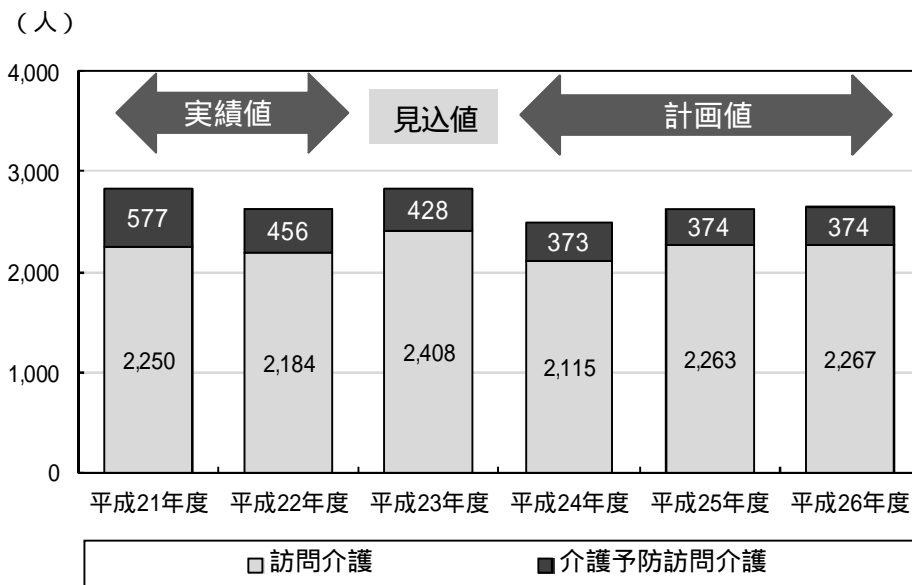
今後も利用者は微増することが予想されるため、近隣市町の事業所等によるサービスの利用も視野に入れ、広域的な連携のもとでサービスの確保に努めます。

また、軽度の要介護認定者の通院などに関して、通院乗降介助の利用が増加していることから、適切なマネジメントに基づくサービス提供を促進します。

【目標事業量】

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問介護	2,115	2,263	2,267
介護予防訪問介護	373	374	374



訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護

【現状と課題】

訪問入浴介護とは、浴槽を自宅などに運び入浴の介護を行うサービスです。介護予防訪問入浴介護については、利用実績がありませんでした。

現在は、市内に1か所あった事業所が休止し、近隣市町からのサービス提供のみとなっています。柔軟にサービス提供ができる体制が必要となっています。

【今後の方向性】

訪問入浴介護サービスの効果などについてPRを進めるなど、事業者が参入しやすい環境づくりに努めます。また、利用者が十分なサービスが受けられるよう、市内外の事業所に働きかけ、サービスの確保に努めます。

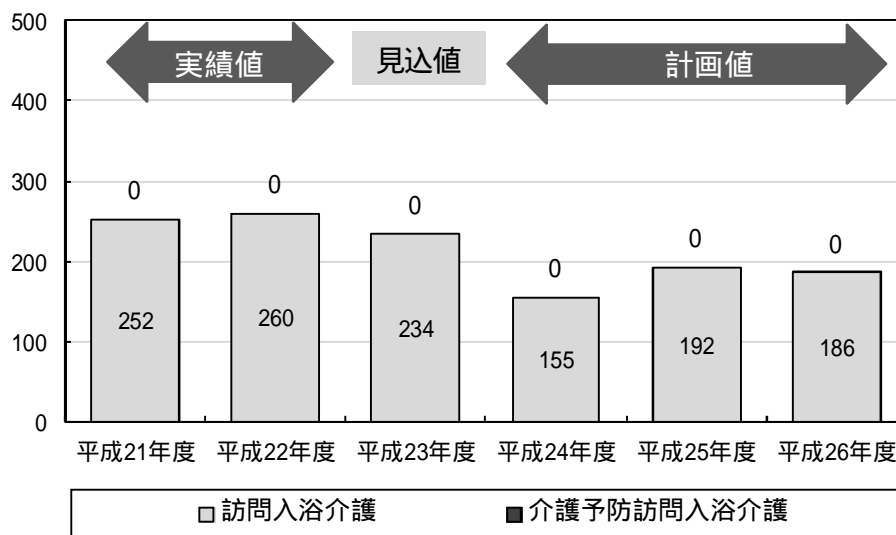
このサービスは、特に要介護度の高い人での利用が多くなっているため、介護予防訪問入浴介護の実施は見込んでいませんが、今後、利用者のニーズ把握に努めます。

【目標事業量】

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問入浴介護	155	192	186
介護予防訪問入浴介護	0	0	0

(人)



訪問看護及び介護予防訪問看護

【現状と課題】

訪問看護とは、主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院又は診療所の看護師等が自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

市内では、3事業所によるサービス提供が行われています。今後は、後期高齢者の増加や療養病床の削減などにより、ニーズが高まってくることが予想されます。

【今後の方向性】

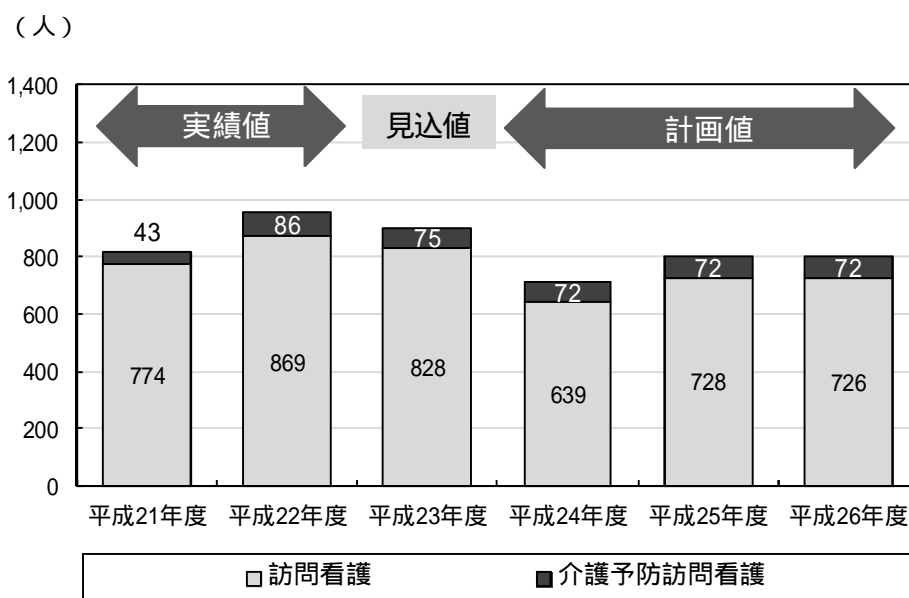
医療ニーズのある重度要介護高齢者の在宅介護への対応として、訪問看護及び介護予防訪問看護サービスの充実を図っていきます。あわせて、訪問看護及び介護予防訪問看護のサービス内容、利用方法、効果などについて広くPRし利用の促進を図り、在宅介護を支援していきます。

また、訪問看護については、ターミナルケア（終末期医療）につなげられるよう医療機関との情報共有や協力・連携を図ります。

【目標事業量】

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問看護	639	728	726
介護予防訪問看護	72	72	72



訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

【現状と課題】

訪問リハビリテーションとは、病院または診療所の理学療法士（PT）又は作業療法士（OT）が自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため必要なリハビリテーションを行うサービスです。また、介護予防訪問リハビリテーションは、要支援者に対して理学療法士や作業療法士などの専門家が自宅を訪問し、介護予防を目的に生活機能の維持回復を行うサービスです。

市内にはサービス提供事業所がありませんが、施設などを退院、退所する人が多くなってきた場合、在宅でのリハビリはその必要度が高まってくることが予想されます。

【今後の方向性】

介護度の重度化を予防するために必要なサービスですが、通所リハビリテーションや通所介護の機能訓練を利用する人が多くなっているため、利用者の需要の的確な把握するとともに、事業者が参入しやすい環境づくりに努めます

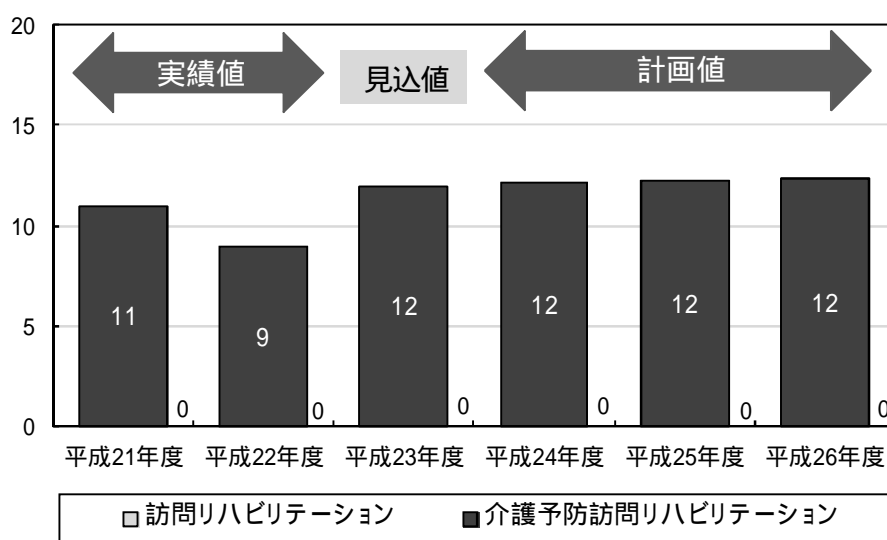
また、利用者が十分なサービスが受けられるよう、市内外の事業所に働きかけ、サービスの確保に努めます。

【目標事業量】

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問リハビリテーション	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	12	12	12

(人)



居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

【現状と課題】

居宅療養管理指導とは、主治医の指示により、病院または診療所の医師、薬剤師等が、自宅を訪問して、心身の状況や環境等を踏まえて療養上の管理及び指導を行うサービスです。

市内では“みなし指定”の事業所が多くありますが、それ以外でも現在のサービス提供体制で、ほぼ対応できている状況です。

【今後の方向性】

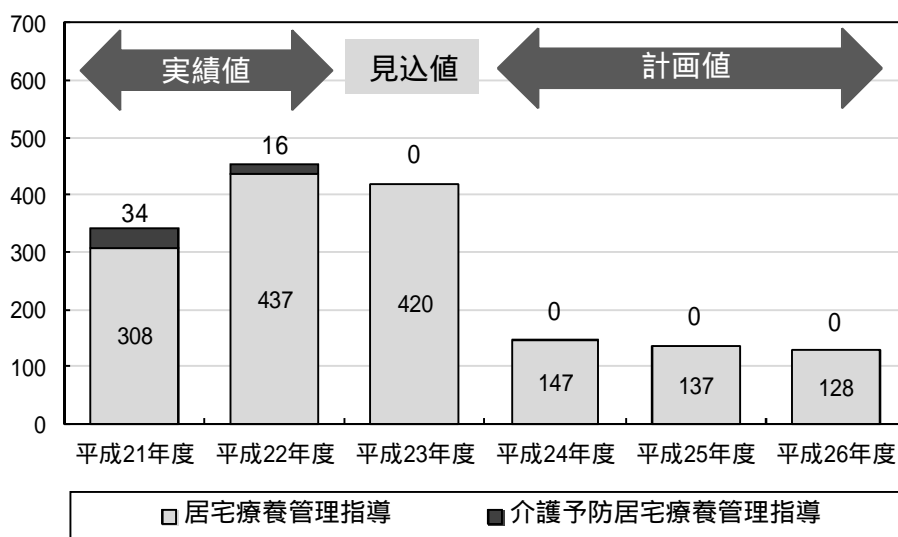
市内の医療機関や訪問看護などの他のサービスとの連携を図り、スムーズな利用へとつなげていきます。

【目標事業量】

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅療養管理指導	147	137	128
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0

(人)



通所介護及び介護予防通所介護（デイサービス）

【現状と課題】

通所介護（デイサービス）は、デイサービスセンターなどに日帰りで通い、入浴及び食事の提供、健康チェック、生活指導、A D L（日常生活動作）の向上のためのリハビリなどを行うサービスです。また、介護予防通所介護は、要支援者に対して介護予防を目的として、入浴及び食事の提供、日常生活上の世話や日常生活を想定した筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を行うサービスです。

通所介護及び介護予防通所介護は、利用率が高いサービスであり、今後も利用者の増加が予想されます。

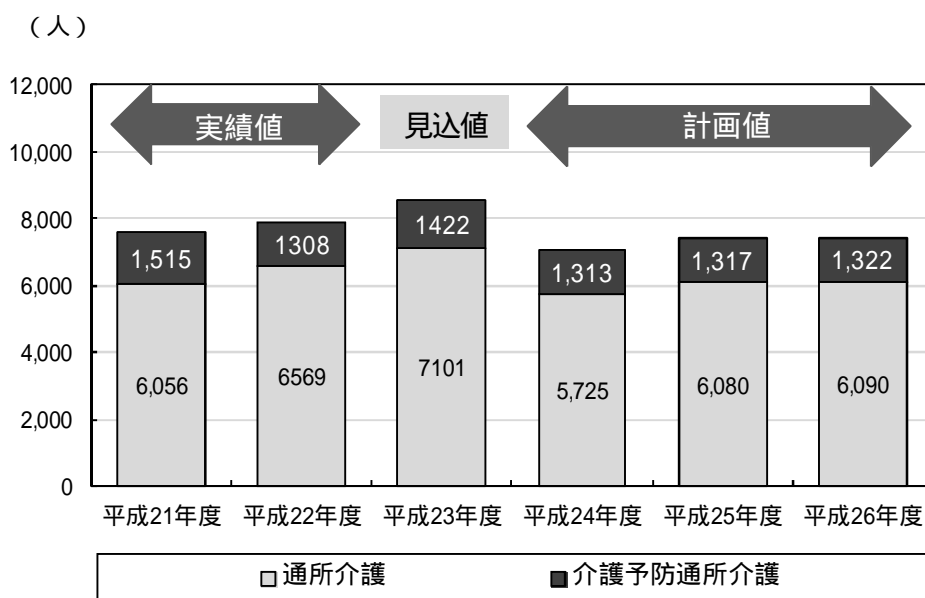
【今後の方向性】

今後も利用者の増加が予想されるため、サービスの提供を促進し、ひとり暮らし高齢者の支援や、家族介護者の負担軽減につなげます。また、特に有料老人ホームと併設している事業所などについては、質の向上を図っていきます。

【目標事業量】

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
通所介護	5,725	6,080	6,090
介護予防通所介護	1,313	1,317	1,322



通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

【現状と課題】

通所リハビリテーションとは、介護老人保健施設や病院・診療所に通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための必要なリハビリテーションを受けるサービスです。また、介護予防通所リハビリテーションは、要支援者に対する介護予防を目的として、理学療法士や作業療法士などにより、機能訓練などの必要なサービスの提供を受けるものです。

市内1事業所でサービス提供を行っています。リハビリテーションは、重度化を防止するためにも重要なサービスであるため、後期高齢者の増加によってその必要度が高まってくることが予想されます。

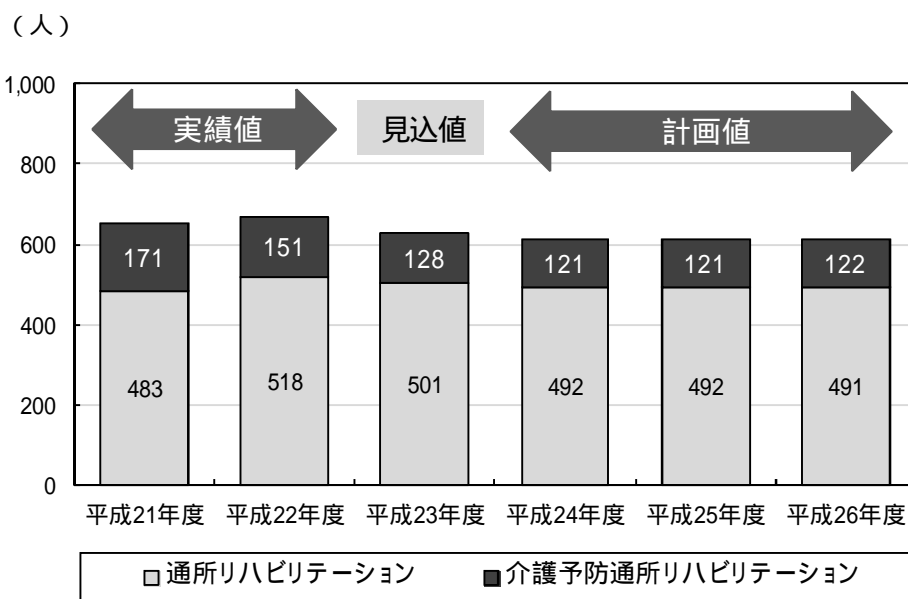
【今後の方向性】

通所リハビリテーションは、要介護高齢者の在宅生活へのスムーズな移行と自立支援を促すために重要なサービスであることから、サービスの内容、利用方法、効果などについて広くPRを行い、利用の促進を図ります。

【目標事業量】

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
通所リハビリテーション	492	492	491
介護予防通所リハビリテーション	121	121	122



短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

【現状と課題】

短期入所生活介護とは、在宅の要介護者等が介護老人福祉施設などに一時的に入所し、日常生活の支援を受けるサービスです。また、介護予防短期入所生活介護は、要支援者が介護予防を目的に施設などに短期入所しながら、必要な介護を受けるサービスです。

利用は増加傾向にあり、希望する時期や緊急時においてはサービス確保に支障をきたす可能性もあります。緊急時の利用にも対応できるような体制を整備していく必要があります。

【今後の方向性】

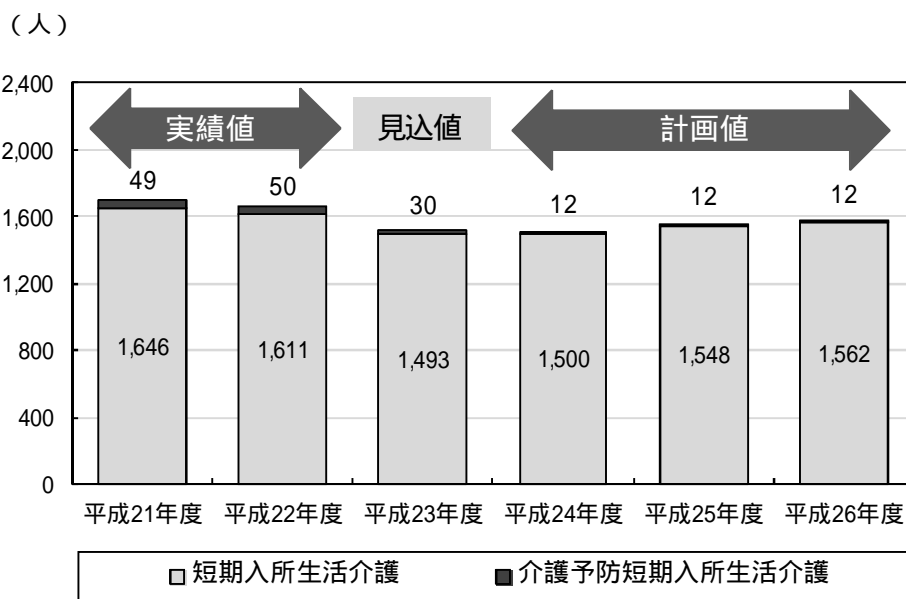
短期入所生活介護は利用が増加傾向にあるため、適切なサービス利用ができるよう供給体制の整備について検討を行うとともに、災害時や虐待などの緊急ニーズに対応するための空床の確保を促進します。

また、ケース検討会において、30日を超える連続利用や不適切な事例については検討を行い、必要に応じて指導を行います。

【目標事業量】

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所生活介護	1,500	1,548	1,562
介護予防短期入所生活介護	12	12	12



短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護

【現状と課題】

短期入所療養介護とは、在宅の要介護者等が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に一時的に入所し、看護及び医学的管理下の介護、機能訓練などを受けるサービスです。

市内には、サービス提供事業所はありません。利用は多くありませんが、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護と同様の課題があるため、こちらについても緊急時の利用にも対応できるような体制を整備していく必要があります。

【今後の方向性】

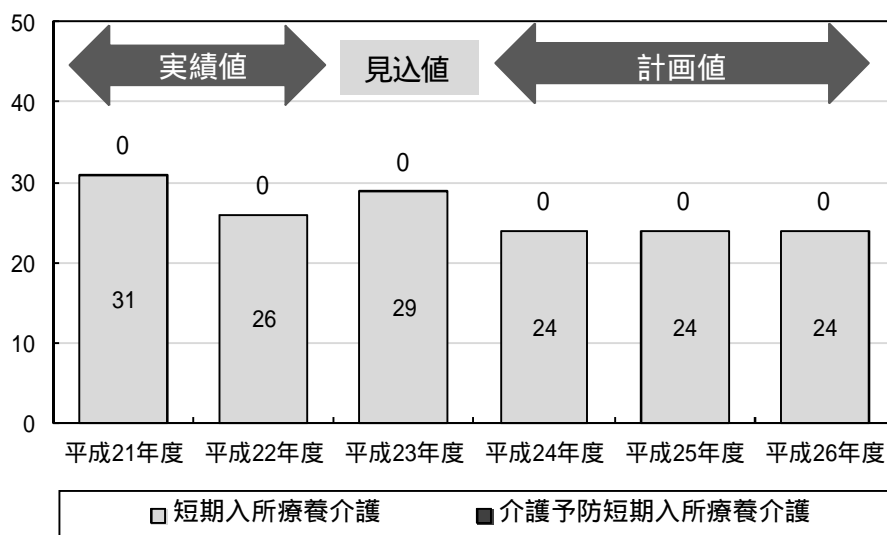
医学的管理下のもとで短期入所を必要とする要介護者等に対して、より身近で利用しやすいサービス提供を促進します。

【目標事業量】

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所療養介護	24	24	24
介護予防短期入所療養介護	0	0	0

(人)



特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

【現状と課題】

特定施設入居者生活介護とは、有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者が、その施設で特定施設サービス計画に基づき、介護や日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けるサービスです。

現在、市内 1 事業所と他市町村での利用がみられます。近隣市町においては有料老人ホームが増加していることから、近隣市町の状況や参入する事業者の動向を注視していく必要があります。

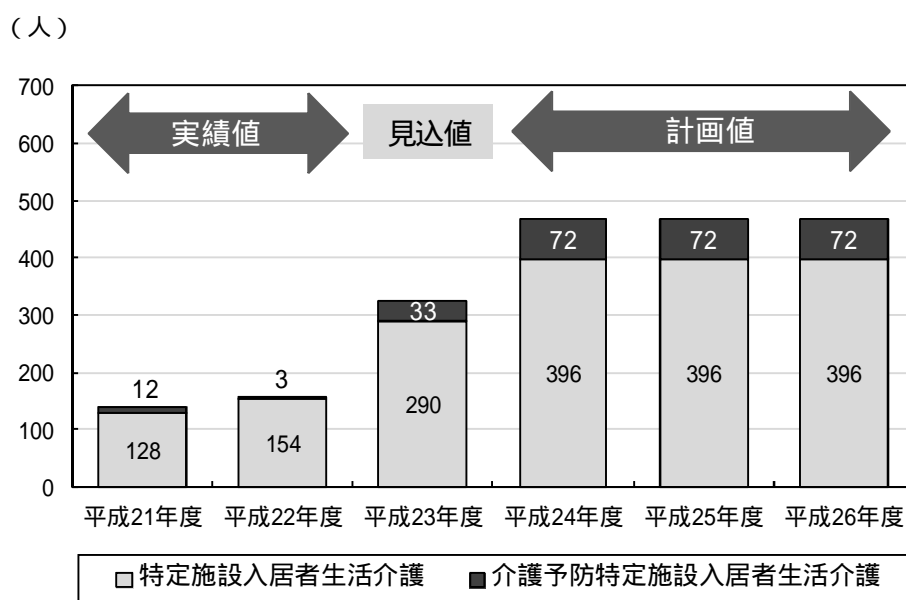
【今後の方向性】

利用者は増加傾向にあるため、今後も利用者のニーズの把握に努めます。第 5 期事業計画期間内は、現在の 1 事業所を維持します。

【目標事業量】

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特定施設入居者生活介護	396	396	396
介護予防特定施設入居者生活介護	72	72	72



福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

【現状と課題】

福祉用具貸与とは、介護ベッドや車いすなどの福祉用具をレンタルできるサービスです。また、介護予防福祉用具貸与とは、要支援者が介護予防を目的として福祉用具をレンタルできるサービスです。

特殊寝台、車いす及び昇降機（リフト）については、場合によって重度化を進める可能性もあるため、ケース検討会において利用状況についての確認を行っています。在宅での生活が推進されている中で、福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与サービスの重要性は、今後ますます高まることが予想されます。

【今後の方向性】

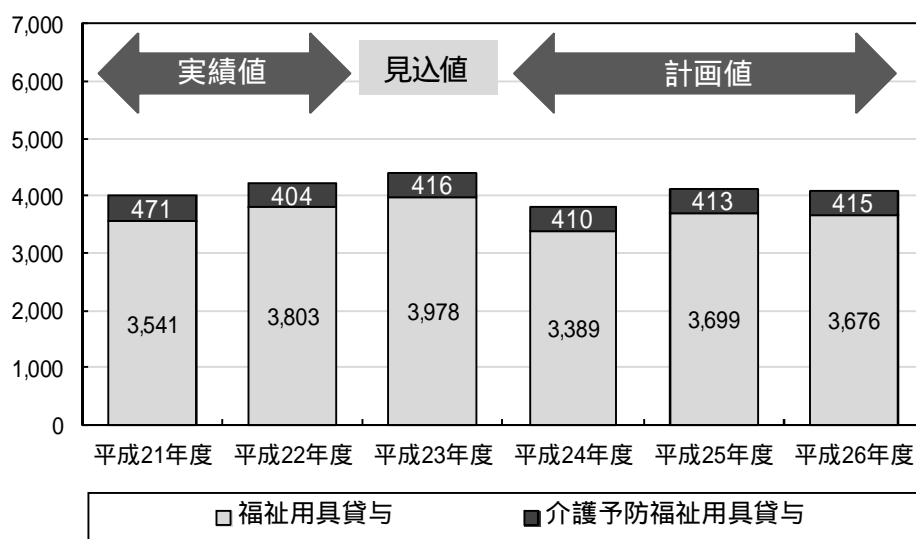
福祉用具を活用することは在宅生活での利用者本人の自立支援及び介護者負担の軽減を図るためには重要なものであるため、サービスの内容、利用方法などを広くPRし、利用の促進に努めます。また、軽度の認定者への過剰なサービス提供などの、不適切なサービス利用についてはケース検討会において検討を行い、必要に応じて指導を行います。

【目標事業量】

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
福祉用具貸与	3,389	3,699	3,676
介護予防福祉用具貸与	410	413	415

(人)



特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

【現状と課題】

特定福祉用具販売の対象となる福祉用具には、衛生管理などの問題でレンタルが難しい特殊尿器、腰かけ便座、入浴補助用具、浴槽用手すりなどがあります。また、特定介護予防福祉用具販売は、要支援者に対して介護予防を目的とした福祉用具を購入した場合にその費用の一部を支給するものです。

在宅での生活が推進されている中で、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売サービスの重要性は今後ますます高まることが予想されます。

【今後の方向性】

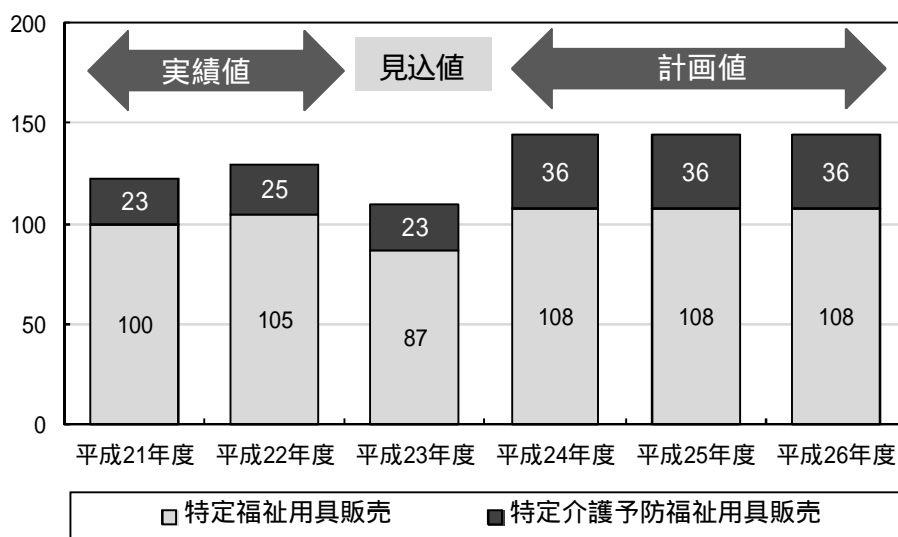
福祉用具を活用することは在宅生活での利用者本人の自立支援及び介護者負担の軽減を図るためには重要なものであるため、サービスの内容、利用方法などを広くPRし、利用の促進に努めます。

【目標事業量】

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特定福祉用具販売	108	108	108
特定介護予防福祉用具販売	36	36	36

(人)



住宅改修費の支給

【現状と課題】

住宅改修は、要介護高齢者等の居宅での生活上の障壁を軽減するために、手すりの取り付けや段差の解消などを行うものです。

制度を知らないために事前に申請せず、該当となる場合でもサービス利用ができていない事例が多くなっているため、利用者と事業者への制度の普及が課題となっています。

【今後の方向性】

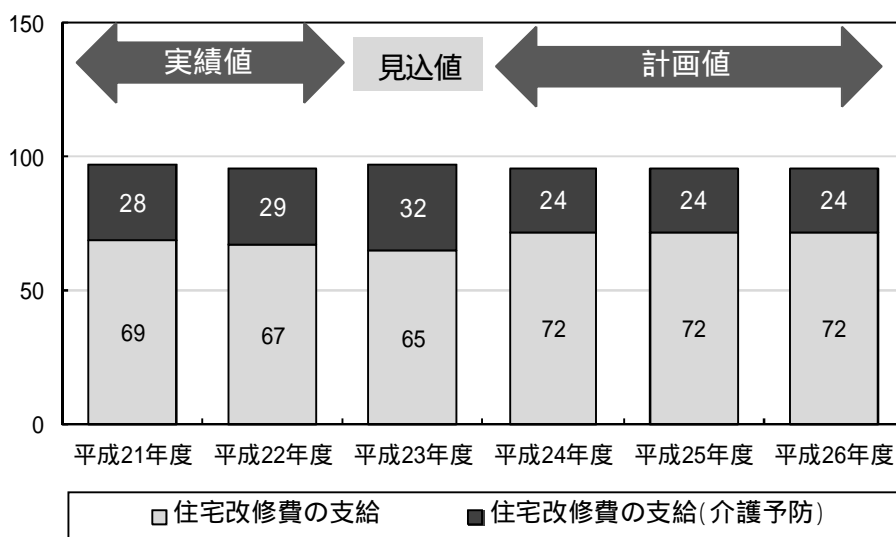
住宅改修費の支給は、在宅生活での利用者本人の自立支援及び介護者負担の軽減を図るためには重要なサービスであるため、サービス内容及び利用方法などを広くPRし、利用を促進します。

【目標事業量】

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
住宅改修費の支給	72	72	72
住宅改修費の支給（介護予防）	24	24	24

(人)



居宅介護支援及び介護予防支援

【現状と課題】

居宅介護支援とは、在宅の要介護者等が介護保険から給付される居宅サービスなどを適正に利用できるように、要介護者等と契約した居宅介護支援事業所に属するケアマネジャーが介護サービス計画の作成、居宅サービス事業者との連絡調整、介護保険施設への紹介などのケアマネジメントを行うサービスです。介護予防支援とは、要支援者に対する介護予防サービスのケアプランを作成するものです。

公正、中立なケアマネジメントへ向けて、ケース検討会によりケアプランの確認を進めています。

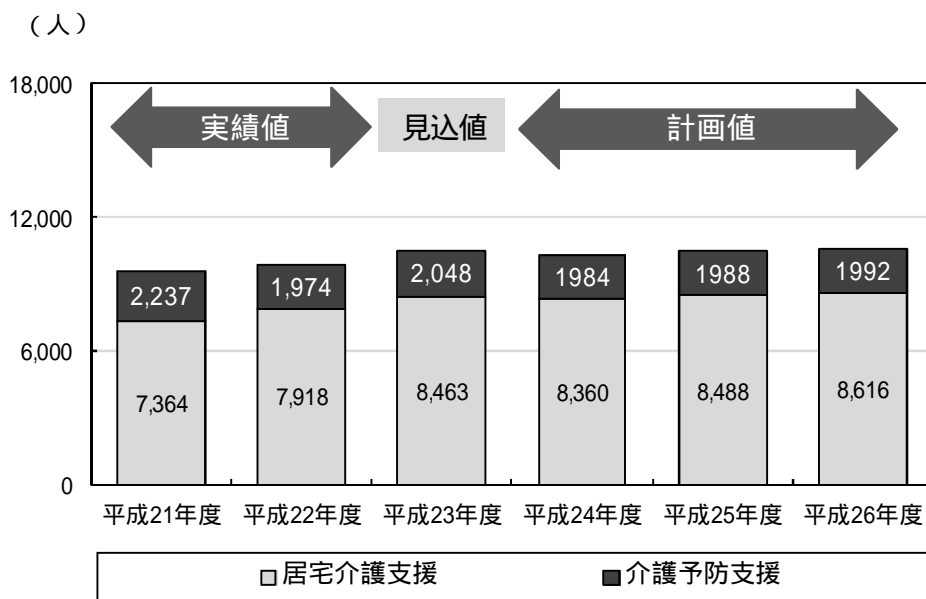
【今後の方向性】

ケース検討会などにおいてケアプランを確認することにより、利用者の自立を支えるサービス提供体制を整備します。また、指導の必要がある場合、事業者に対し、適切なケアマネジメントの提供を促します。近隣市町の居宅介護支援事業所との連携のもと、サービスの確保に努めます。また、従来のケース検討会に加え、国保連合会に委託し、縦覧点検などのケアプラン点検の充実を図ります。

【目標事業量】

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護支援	8,360	8,488	8,616
介護予防支援	1,984	1,988	1,992



地域密着型サービス

夜間対応型訪問介護

【現状と課題】

自宅にいる場合でも、夜間を含め 24 時間安心して生活できるように、夜間において定期的な巡回訪問、もしくは通報により、訪問介護サービスを提供するものです。市内にサービス提供事業所はないため利用実績はありません。

【今後の方向性】

長期的な計画の中で、その必要性について継続して検討を行います。

【目標事業量】

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
夜間対応型訪問介護	0	0	0

認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

【現状と課題】

認知症の中でも、比較的A D L（日常生活動作）の自立している要介護者について、デイサービスセンターなどにおいて日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

今後、後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の増加も懸念されるなか、地域における重要性が高まっています。

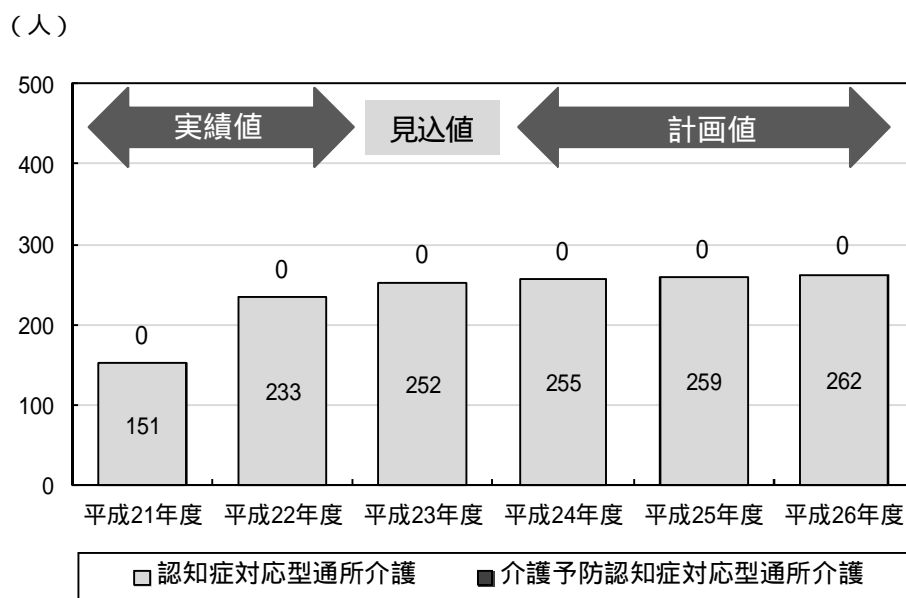
【今後の方向性】

サービスの内容及び利用方法などを広くPRするとともに、今後も利用者の増加が予想されるため、サービスの提供量の確保と質の向上を図っていきます。

【目標事業量】

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認知症対応型通所介護	255	259	262
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0



小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

【現状と課題】

居宅要介護者について、「通い」を中心に、利用者の様態や希望に応じて、随時、「訪問」や短期間の「泊まり」を組み合わせ提供する介護サービスです。

市内にサービス提供事業所はないため、利用実績はありません。

【今後の方向性】

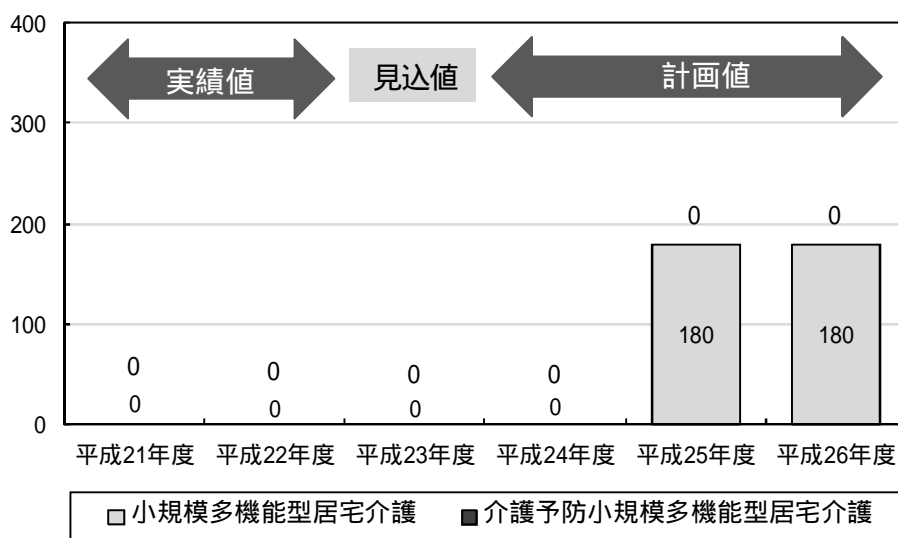
第5期計画中に、1か所の整備を目指します。

【目標事業量】

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小規模多機能型居宅介護	0	180	180
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0

(人)



認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

【現状と課題】

認知症対応型共同生活介護は、身近な地域で、比較的安定状況にある認知症高齢者が共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活の支援、機能訓練を受けるサービスです。

市内では4事業所がサービス提供を行っており、利用者は増加傾向にあるものの、待機者の緩和が図られています。

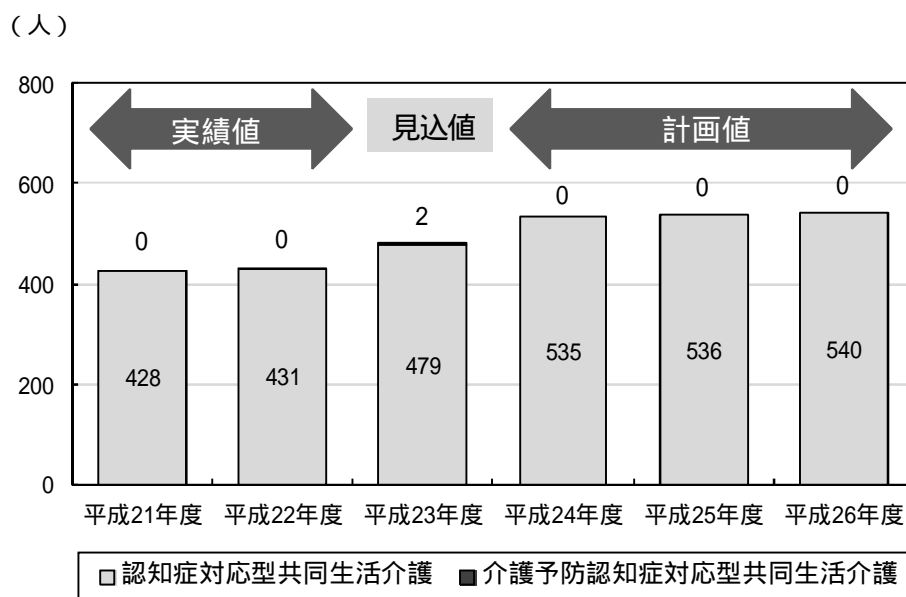
【今後の方向性】

認知症高齢者の増加が予想されることから、市民のニーズの把握に努めます。

【目標事業量】

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認知症対応型共同生活介護	535	536	540
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0



地域密着型特定施設入居者生活介護

【現状と課題】

有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者が、その施設で特定施設サービス計画に基づき、介護や日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けるサービスで、定員は29名以下となっています。

市内にサービス提供事業所はないため利用実績はありません。

【今後の方向性】

長期的な計画の中で、その必要性について継続して検討を行います。

【目標事業量】

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【現状と課題】

定員 29 名以下の特別養護老人ホームです。第 4 期介護保険事業計画では利用を見込んでおらず、現在も市内にサービス提供事業所はないため利用実績はありません。

【今後の方向性】

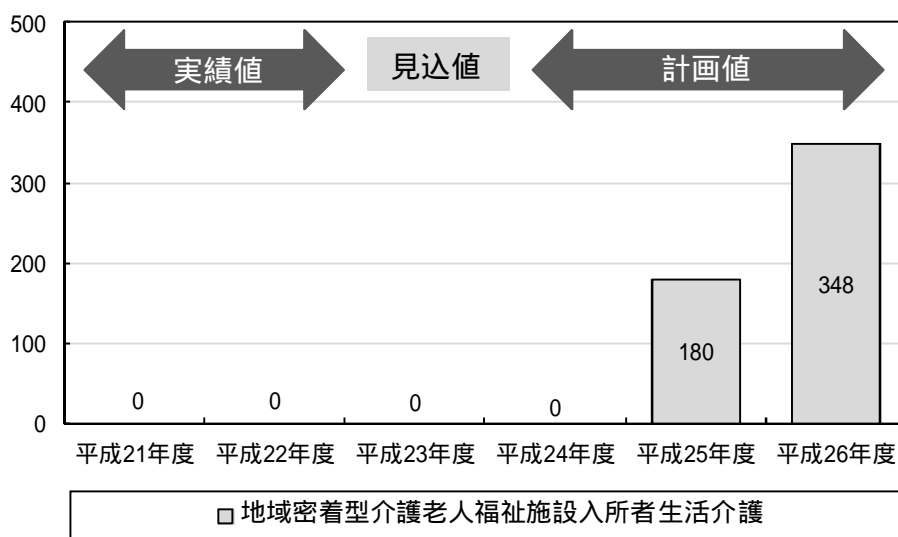
特別養護老人ホームの待機者解消を目的として、第 5 期計画期間中に、1 事業所の整備を目指します。

【目標事業量】

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	180	348

(人)



定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【現状と課題】

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と通報システムによる随時の対応を行うサービスです。

第5期計画からの新サービスのため、利用実績はありません。

【今後の方向性】

長期的な計画の中で、その必要性について継続して検討を行います。

【目標事業量】

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0

複合型サービス

【現状と課題】

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。

第5期計画からの新サービスのため、利用実績はありません。

【今後の方向性】

長期的な計画の中でニーズを把握し、その必要性について検討を行います。

【目標事業量】

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
複合型サービス	0	0	0

施設サービス

介護老人福祉施設

【現状と課題】

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）とは、自宅での介護が困難な人の介護や日常生活の支援、機能訓練及び療養上の支援を行う施設です。

介護老人福祉施設については、現在市内に2施設があります。利用状況は100%を超えているため、待機者の解消が課題です。在宅サービスの充実と合わせて、体制の整備に取り組むことが必要となっています。

【今後の方向性】

利用者がその家族とともに可能な限り在宅で暮らせるように、在宅復帰を目指して機能訓練などのサービス提供を行います。施設利用については重度者に対し、重点的なサービス提供を行います。在宅サービスの充実を行いながらも、施設に入らざるをえない人に対してはスムーズな施設利用が図られるような体制を整備します。

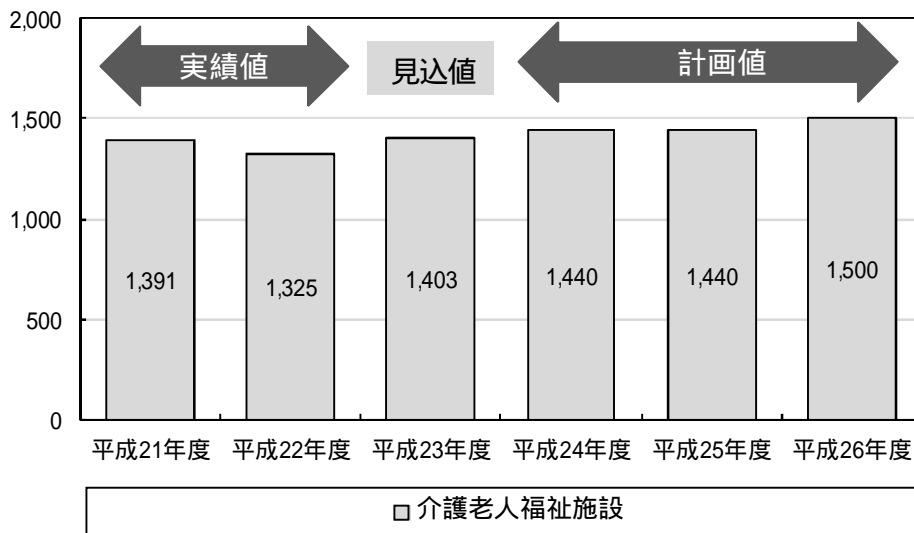
また、一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアの整備が推進されていますが、入所者のホテルコストの負担や共同生活のメリット、入所者自身の意向なども踏まえ、そのあり方について検討を進めます。

【目標事業量】

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設	1,440	1,440	1,500

(人)



介護老人保健施設

【現状と課題】

介護老人保健施設とは、在宅に戻ることを前提として、3～6か月間、看護、医学的管理下で介護や日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う施設です。

介護老人保健施設については、現在市内に1施設があり、平成23年度末には100床の増床を予定しています。

【今後の方向性】

利用者がその家族とともに可能な限り在宅で暮らせるよう、在宅サービスの充実に努めるとともに、施設利用については重度者に対し、重点的なサービス提供を行います。在宅サービスの充実を行いながらも、施設に入らざるをえない人に対してはスムーズな施設利用が図られるような体制を整備します。

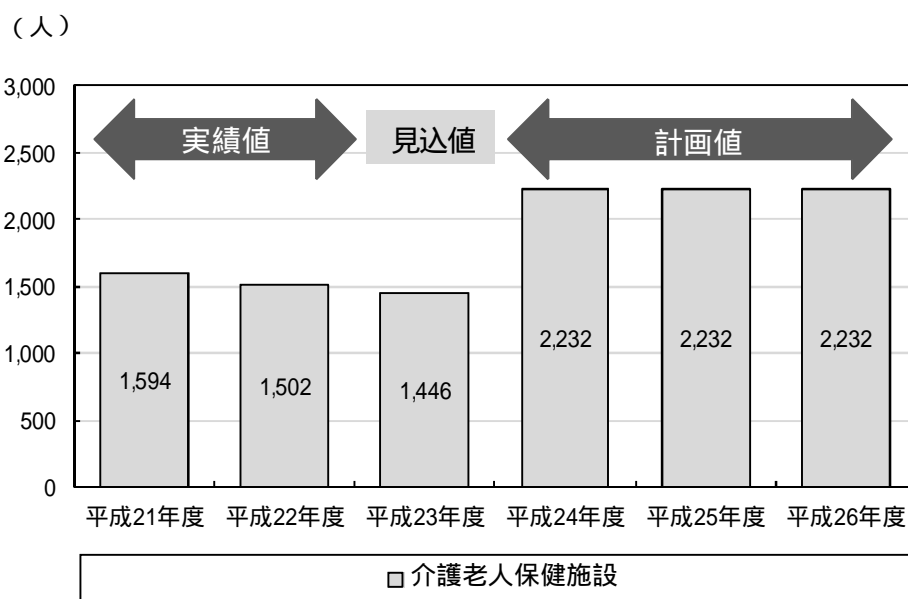
また、一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアの整備が推進されていますが、入所者のホテルコストの負担や共同生活のメリット、入所者自身の意向なども踏まえ、そのあり方について検討を進めます。

増床により、利用ニーズに対応できる見込みですが、引き続き、ニーズの把握に努めます。

【目標事業量】

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人保健施設	2,232	2,232	2,232



介護療養型医療施設

【現状と課題】

介護療養型医療施設とは、症状が安定しているものの、長期療養を必要とする人に、看護、医学的管理下で介護や必要な医療、機能訓練を行う施設です。

市内には施設がありませんが、市外においての利用がみられます。介護療養型医療施設は、平成23年度末に廃止されることとなっていました。円滑な移行が困難なため、平成29年度末まで廃止延長となりました。

【今後の方向性】

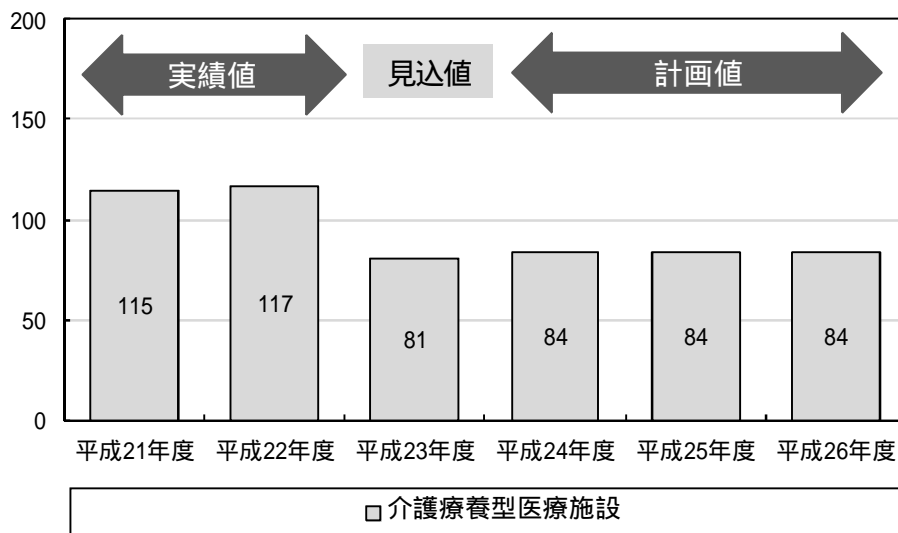
平成29年度末への廃止延長を受け、現在の利用者のサービスの維持とともに、入所者がスムーズに在宅生活や老人保健施設などへ移行できるよう、ニーズの把握に努めます。

【目標事業量】

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護療養型医療施設	84	84	84

(人)



(2) 地域支援事業の充実

高齢者が要支援・要介護状態にならないようにするため、有効性の高い介護予防を推進するとともに、地域における包括的かつ継続的なマネジメント機能を強化する観点から、「地域支援事業」を実施しています。

地域支援事業は、従来の高齢者保健福祉事業を再編し、介護保険の中に組み込むことで、より連続的で一体的な高齢者の介護予防を行うことを目的に創設され、事業は「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つに分類されています。

【施策内容】

介護予防事業

施策	内容	担当課
二次予防事業対象者把握事業	二次予防事業対象者に関する広報を行い、周知を図るとともに、福祉医療関係者などとの連携のもと、年間を通じた把握事業（はつらつ訪問、はつらつ教室など）の実施を検討します。	地域包括支援センター 長寿介護課
通所型介護予防事業	送迎などを行い参加しやすい環境づくりを進めるとともに、事業を行う専門的人材と実施事業所の確保を行います。OB会などにより、自発的な参加につなげていきます。また、ニーズに応じて訪問型の介護予防についても、実施します。	地域包括支援センター 長寿介護課
一次予防事業対象者施策評価事業	対象者にアンケートを行い、介護予防教室や出前講座の満足度や理解度の確認を行い、より効果的な事業の実施につなげます。	地域包括支援センター 長寿介護課
二次予防事業対象者施策評価事業	より効果的な介護予防の事業実施に向け、二次予防事業の評価を行います。	地域包括支援センター

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
二次予防事業対象者(人)	1,781	1,511	2,671	2,600	2,600	2,600
通所型介護予防事業参加人数(人)	53	47	180	140	150	160

包括的支援事業

	施策	内容	担当課
	介護予防ケアマネジメント事業	介護予防支援が必要な高齢者の把握に努め、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを実施します。	地域包括支援センター
	総合相談支援事業	各地域包括支援センターにおいて、高齢者やその家族に対する総合的な相談に努めます。また、より一層センターの周知に努めます。	地域包括支援センター
	権利擁護事業	悪徳商法や高齢者虐待など、高齢者の権利を侵害するような事案に対し、成年後見制度の利用支援や相談などによる支援を行います。	地域包括支援センター
	地域ケア支援事業	ケース検討会や居宅介護支援事業所会議の開催、社会福祉協議会、民生委員・児童委員や医療機関等との連携を通じ、地域全体で高齢者を支援するネットワークづくりに取り組みます。	地域包括支援センター

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
介護予防ケアマネジメント数(件)	2,263	2,042	2,180	2,240	2,350	2,460
二次予防事業対象者	55	53	180	140	150	160
要支援 1、2	2,208	1,989	2,000	2,100	2,200	2,300
総合相談件数(件)	2,494	3,087	3,500	3,500	3,500	3,500
ケアマネジャー相談支援件数(件)	257	429	450	450	450	450
ケース検討会開催回数(回)	38	35	25	20	20	20

任意事業

施策	内容	担当課
介護給付費適正化事業	短期入所や福祉用具貸与などのサービスを中心に、ケース検討会やケアプランチェックなどを行い、適切なサービス提供に向けた指導を行います。また、国保連合会への委託による縦覧点検及び医療情報との突合による確認を行います。	地域包括支援センター 長寿介護課
家族介護支援事業	介護講習や介護者のつどいなどを通じ、家族介護についての知識及び技術の普及と精神的負担の軽減を図ります。家族介護者の会などに対しては、加入者の増加や活動の活性化に向けた支援を行います。	地域包括支援センター

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
介護者教室の開催回数（回）	2	2	1	1	1	1
介護者のつどい実施回数（回）	5	5	5	5	5	5

(3) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、社会福祉士、保健師及び主任ケアマネジャーの3職種が連携しながら、介護予防ケアマネジメント、総合相談及び支援事業、権利擁護事業などの事業を一体的に担う中核拠点として設置されています。

いなべ市においては、市内2か所に設置されており、地域に応じたよりきめ細かな対応ができる体制づくりを進めています。地域の相談窓口や人的資源などの地域福祉活動と連携し、高齢者を含めた地域全体の包括的かつ継続的な支援や管理体制を築いていきます。

【施策内容】

施策	内容	担当課
地域包括支援センターの周知	情報誌やホームページ等を活用するとともに、地域に出向いて行う「出前講座」の実施を通じて、地域包括支援センターの存在や役割を市民に周知していきます。	地域包括支援センター
地域包括ケアの拠点としての環境の整備	地域全体の高齢者支援のネットワークの拠点として地域包括支援センターを位置づけ、介護サービスや高齢者福祉サービスと、地域の支えあいによる支援活動をコーディネートするシステムの構築に努めます。	地域包括支援センター
人員体制の整備	地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターに必要な社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の確保に努めます。	地域包括支援センター

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
地域包括支援センターの認知度(%)	50			70		

4 介護保険サービス事業量の見込み

1. 被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計

第1号被保険者数

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者	10,369	10,337	10,396	10,635	10,875	11,115

平成23年までは、10月実績値。平成24年以降は、推計値

要支援・要介護認定者数

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1	141	195	191	193	195	198
要支援2	206	164	166	170	171	173
要介護1	294	341	343	379	384	390
要介護2	231	228	231	242	246	250
要介護3	230	231	233	232	237	241
要介護4	234	242	240	237	241	245
要介護5	220	193	200	188	191	194
総数	1,556	1,594	1,604	1,641	1,666	1,691

平成21年、22年は年報、平成23年は4月月報の実績値。平成24年以降は、推計値。

2. サービス給付費等の推計

サービス給付費の見込については、平成23年12月時の暫定値としています。なお、平成24年度から介護報酬の見直しが予定されていますので数値は変更になる可能性があります。

介護保険制度における65歳以上の保険料（第1号保険料）は、平成24年度から26年度の3年間を通じて財政の均衡を保つことができるよう、3年を1期として、介護サービス量に基づき、決定しました。

(1) 総給付費の見込み

介護給付費（単位：千円）

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
在宅サービス			
訪問介護	74,273	80,200	80,174
訪問入浴介護	10,009	12,628	12,218
訪問看護	32,125	37,638	37,464
訪問リハビリテーション	0	0	0
居宅療養管理指導	905	850	796
通所介護	595,495	647,023	644,910
通所リハビリテーション	31,932	31,844	31,756
短期入所生活介護	104,887	109,169	110,079
短期入所療養介護	6,464	6,464	6,464
特定施設入居者生活介護	81,305	81,305	81,305
福祉用具貸与	38,865	44,123	43,496
特定福祉用具販売	2,541	2,541	2,541
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
認知症対応型通所介護	28,808	28,908	29,009
小規模多機能型居宅介護	0	28,617	28,617
認知症対応型共同生活介護	129,610	129,971	130,780
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	43,757	84,386
複合型サービス	0	0	0
住宅改修	6,121	6,121	6,121
居宅介護支援	121,946	123,836	125,725
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	358,624	358,624	373,429
介護老人保健施設	644,034	644,034	644,034
介護療養型医療施設	27,110	27,110	27,110
介護給付費計	2,295,053	2,444,763	2,500,414

予防給付費（単位：千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
在宅サービス			
介護予防訪問介護	6,799	6,815	6,832
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	1,318	1,322	1,326
介護予防訪問リハビリテーション	279	282	285
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0
介護予防通所介護	42,137	42,368	42,599
介護予防通所リハビリテーション	4,821	4,853	4,885
介護予防短期入所生活介護	272	271	270
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	6,258	6,258	6,258
介護予防福祉用具貸与	1,354	1,364	1,373
特定介護予防福祉用具販売	963	963	963
住宅改修	2,218	2,218	2,218
居宅介護支援	8,707	8,724	8,741
予防給付費計	75,125	75,438	75,751

標準給付費（単位：千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総給付費	2,370,179	2,520,201	2,576,165
介護給付費	2,295,053	2,444,763	2,500,414
予防給付費	75,125	75,438	75,751
特定入所者介護サービス費等給付額	52,089	52,860	53,595
高額介護サービス費等給付額	9,270	9,407	9,538
高額医療合算介護サービス費等給付額	4,961	5,034	5,104
算定対象審査支払手数料	1,019	1,035	1,049
標準給付費見込み額	2,437,518	2,588,537	2,645,451

地域支援事業費（単位：千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域支援事業費	72,502	73,791	74,563

端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

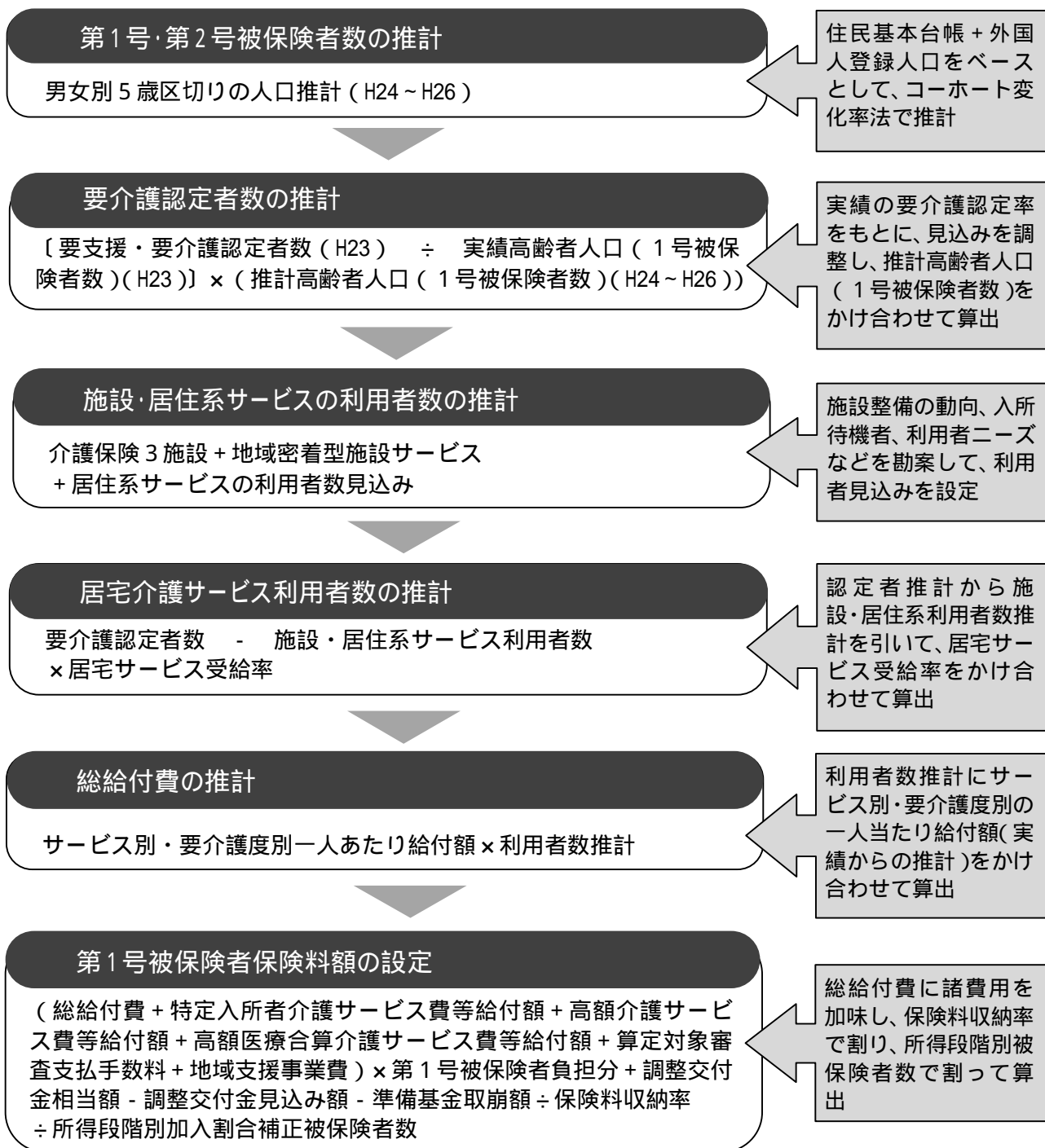
3. 介護保険料の設定

介護保険料の金額は、現段階での推計であり、確定したものではありません。

(1) 介護保険料の算定

介護サービス事業量に基づき、以下のような流れに沿って平成 24 年度から平成 26 年度までの介護保険料の算出を行いました。

サービス見込み量・保険料の算定フロー



平成 24 ~ 26 年度における保険料 月額基準額 **3,819 円**

4. 保険料段階

本市では、第4期計画においてこの保険料段階を7段階としていました。第5期計画においては、被保険者の負担能力に応じたよりきめ細かい保険料負担段階の設定を行うため、11段階の多段階化を実施します。

平成 21～23 年度の段階及び料率

段階	対象者	基準額に対する割合	年額
第1段階	・老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税 ・生活保護の受給者	0.45	17,172 円
第2段階	・本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	0.50	19,080 円
第3段階	・本人及び世帯全員が市民税非課税であって、第2段階の対象者以外の人	0.75	28,620 円
第4段階	・本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人(世帯内に市民税課税者がいる場合)	0.90	34,344 円
第5段階	・本人が市民税非課税であって、第4段階の対象者以外の人(世帯内に市民税課税者がいる場合)	1.00	38,160 円 (基準額)
第6段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が 200 万円未満の人	1.30	49,608 円
第7段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上の人	1.55	59,148 円



平成 24～26 年度の段階及び料率

段階	対象者	基準額に対する割合	年額
第1段階	・老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税 ・生活保護の受給者	0.40	18,333 円
第2段階	・本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	0.50	22,916 円
第3段階	・本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円以下の人	0.625	28,645 円
第4段階	・本人及び世帯全員が市民税非課税で、第3段階以外の人	0.75	34,374 円
第5段階	・本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人(世帯内に市民税課税者がいる場合)	0.90	41,249 円
第6段階	・本人が市民税非課税で、第5段階の対象者以外の人(世帯内に市民税課税者がいる場合)	1.00	45,832 円 (基準額)
第7段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満の人	1.125	51,561 円
第8段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上の人	1.25	57,290 円
第9段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が 190 万円以上の人	1.50	68,748 円
第10段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が 380 万円以上の人	1.75	80,206 円
第11段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が 760 万円以上の人	2.00	91,664 円

